

令和 4 年 度

島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱

島 根 県 教 育 委 員 会
松 江 市 教 育 委 員 会

目 次

I	出願の基本的事項	1
1	実施する入学者選抜	
2	応募資格	
3	入学定員	
4	保護者が県内に居住する場合の出願	
5	保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願	
6	複数学科等への出願	
7	帰国・外国人生徒等の出願	
8	特別な配慮を必要とする生徒の出願	
9	出願後の辞退	
II	帰国・外国人生徒等の出願及び特別措置	8
III	特別な配慮を必要とする場合の措置	11
IV	推薦入学者選抜（推薦選抜）	13
1	実施校・学科	
2	募集人員	
3	出 願	
(1)	出願資格	
(2)	出願期間	
(3)	出願手続	
(4)	県外居住者の出願	
4	選抜のための検査	
5	選 抜	
6	合格内定通知	
7	その他	
V	中高一貫教育校（連携型）に係る入学者選抜（特別選抜）	16
VI	スポーツ推進指定校推薦入学者選抜（スポーツ特別選抜）	18
VII	一般入学者選抜（一般選抜）	21
1	募集定員	
2	出 願	
(1)	出願資格	
(2)	出願期間	
(3)	地域外制限の設定校・学科への転居等に係る出願前手続	
(4)	出願手続	
(5)	県外居住者の出願	
(6)	自己申告書の提出	
(7)	その他	
3	出願状況の発表	
4	志願変更	
5	志願変更に係る特別措置	
6	特別入学志願許可の取扱い	
7	出願後の辞退	
8	学力検査	
(1)	問題の作成	
(2)	出題の方針	
(3)	実施期日及び教科とその配点	
(4)	学力検査場	
(5)	学力検査実施上の留意事項	
9	追検査	
10	選抜要領	
11	合格発表	
12	その他	
VIII	第2次募集入学者選抜（第2次募集）	35
IX	島根県立高等学校通信制課程入学者選抜	39
X	災害等発生時の措置について	41
XI	面接実施要領	42
XII	中学校等における出願手続	43
XIII	高等学校の事務手続	48
XIV	出願及び選抜に関する手続一覧表	48
XV	口頭による開示請求	49
XVI	様式各号	50
XVII	出願及び選抜に関する手続一覧表	84

令和4年度島根県公立高等学校 入学者選抜関係日程表

月	日	曜	事 項	月	日	曜	事 項
1	5	水		2	17	木	一般選抜最終出願状況発表 (14:00)
	6	木			18	金	
	7	金	↑		19	土	
	8	土	推薦選抜・特別選抜・スポーツ特別選抜		20	日	
	9	日	願書受付期間 (13日12:00まで)		21	月	↑
	10	月	(成人の日)		22	火	
	11	火			23	水	⊗ (天皇誕生日)
	12	水			24	木	学力検査受検票交付期間
	13	木	↓	3	25	金	↓
	14	金			26	土	
	15	土			27	日	
	16	日			28	月	
	17	月	↑		1	火	
	18	火			2	水	
	19	水			3	木	学力検査(国, 数, 社, 英, 理)
	20	木	転居等に係る地域認定願		4	金	面接等
	21	金	↓ 受付期間 (21日17:00まで)		5	土	
	22	土			6	日	
	23	日			7	月	
	24	月			8	火	追検査
	25	火	推薦選抜・特別選抜・スポーツ特別選抜合格内定通知		9	水	
	26	水			10	木	
	27	木	↑		11	金	一般選抜等合格発表・第2次募集実施校公表(10:00)
	28	金			12	土	
	29	土	一般選抜願書,		13	日	
	30	日	島根県公立高等学校入学志願承認願等		14	月	↑
	31	月	↓ 受付期間 (1日12:00まで)		15	火	第2次募集願書受付期間(16日12:00まで)
2	1	火	↓		16	水	↓
	2	水	一般選抜出願状況発表 (14:00)		17	木	
	3	木			18	金	第2次募集作文・面接検査等
	4	金			19	土	
	5	土			20	日	
	6	日			21	月	(春分の日)
	7	月			22	火	
	8	火	↑ 志願変更受付期間 (出願先) ↑		23	水	第2次募集合格発表 (15:00)
	9	水	志願変更特別措置受付期間 ↓		24	木	
	10	木	↓ (10日17:00まで)		25	金	
	11	金	(建国記念の日)		26	土	
	12	土			27	日	
	13	日			28	月	
	14	月	↑		29	火	
	15	火	↓ 同 (志願変更先) (15日17:00まで)		30	水	
	16	水			31	木	

【県外居住者特別志願許可の取扱い期間】 2月3日(木)から2月15日(火) 17:00まで

【通信制課程出願期間】 (前期) 3月1日(火)から3月25日(金) 17:00まで

(後期) 8月24日(水)から9月7日(水) 17:00まで

令和4年度島根県公立高等学校（島根県立高等学校及び松江市立皆美が丘女子高等学校。以下「高等学校」という。）入学者選抜は、この要綱の定めるところによる。この要綱に記載されていない事項については、県教育委員会は松江市教育委員会と協議の上で決定する。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況によっては、方針等を変更する場合がある。

I 出願の基本的事項

1 実施する入学者選抜

(1) 推薦入学者選抜〔推薦選抜〕

別表1（81ページ）に示した公立高等学校の全日制課程において実施する。

(2)及び(3)と同時に出願することはできない。

(2) 中高一貫教育校（連携型）に係る入学者選抜〔特別選抜〕

飯南高等学校、吉賀高等学校において実施する。

(1)及び(3)と同時に出願することはできない。

(3) スポーツ推進指定校推薦入学者選抜〔スポーツ特別選抜〕

別表1（81ページ）に示した指定競技の該当校において実施する。

(1)及び(2)と同時に出願することはできない。

(4) 一般入学者選抜〔一般選抜〕

すべての公立高等学校の全日制課程及び定時制課程において実施する。

(5) 第2次募集入学者選抜〔第2次募集〕

(1)から(4)の選抜の結果、欠員が生じた全日制課程及び定時制課程において実施する。

(6) 通信制課程入学者選抜

宍道高等学校、浜田高等学校において実施する。

(1)から(5)の選抜と同時に出願することはできない。

通信制課程の入学者選抜については別に定める。

2 応募資格

島根県公立高等学校入学者選抜に応募することのできる者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 令和4年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

なお、各選抜の出願資格についてはそれぞれの選抜のページを参照すること。

3 入学定員

別途公示し、別表1（81ページ）に記載する。

4 保護者が県内に居住する場合の出願

保護者が県内に居住する場合、原則として県内のいずれの公立高等学校にも出願することができる。ただし、次の別表Aに掲げる高等学校全日制課程普通科（以下「地域外制限の設定校・学科」という。）を志願する場合は、以下の(1)から(4)に定めるところに従う。

(1) 地域外となる者と合格者数の制限

別表Aの地域外制限の設定校・学科については、それぞれ右欄に示す地域以外（以下「地域外」という。）からの出願である場合、**その合格者をそれぞれの高等学校の全日制課程普通科の入学定員の10%（出雲高等学校は5%）以内とする。**
（3ページの「図1」、「図2」、「図3」を参照）

＜別表A＞

学 校 名 (学 科 名)	地 域 (保護者の居住地)
松 江 北 高 等 学 校 (普 通 科)	松江市
松 江 南 高 等 学 校 (普 通 科)	松江市
松 江 東 高 等 学 校 (普 通 科)	松江市
出 雲 高 等 学 校 (普 通 科)	出雲市

(2) 地域内へ転居等をする場合の取扱

地域外制限の設定校・学科に出願する者のうち、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、出願に当たり**定められた期間内に**転居等に係る地域認定願（様式第6号）を出願する予定の高等学校長へ提出し、許可を受けることにより、当該学校・学科の地域内からの出願として扱う。

なお、転居が県外からの場合は、「**5 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願**」の手続きを必要とする。

(ア) 保護者の居住地が出願する学校・学科の地域外にあり、正当と認められる特別な理由がある場合

(イ) 志願者本人が県内の他の地域に居住し、出願する学校・学科の地域内に居住する保護者との同居を予定している場合

(3) 松江市内へ転居等をする場合の「転居等に係る地域認定願」の提出先等

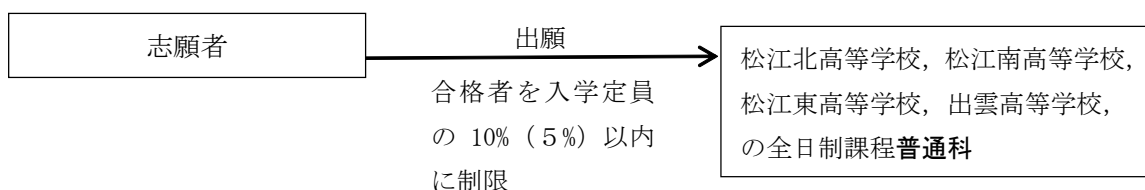
保護者が松江市以外に居住し、別表Aの松江市内の地域外制限の設定校・学科への出願に関して、転居等に係る地域認定願（様式第6号）を提出する場合には、推薦選抜の場合を除き、**一般選抜に出願する予定の高等学校長へ提出する。**提出先の許可を受けた場合、**松江市に保護者の居住地がある者として扱い**を受ける。なお、転居等に係る地域認定願（様式第6号）を提出した以外の松江市内の地域外制限の設定校・学科へ出願する場合には、その写しを出願時に提出する。（4ページの「図4」を参照）

(4) 出雲市内へ転居等をする場合の「転居等に係る地域認定願」の提出先等

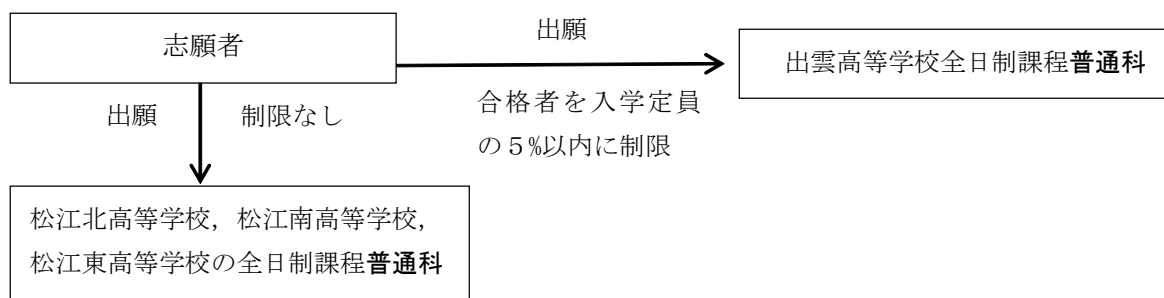
保護者が出雲市以外に居住し、別表Aの出雲市内の地域外制限の設定校・学科（出雲高等学校・普通科）への出願に関して、転居等に係る地域認定願（様式第6号）を提出する場合には、**出雲高等学校長へ提出する。**提出先の許可を受けた場合、**出雲市に保護者の居住地がある者として扱い**を受ける。（4ページの「図5」を参照）

転居等に係る地域認定願（様式第6号）の提出手続		
	推薦選抜に出願する者	一般選抜，一般選抜の志願変更， 第2次募集に出願する者
提出できる期間	推薦選抜の出願期間	令和4年1月17日（月）から 1月21日（金）17時まで（必着） ※志願変更も含めて，一般選抜以降のいずれかの出願で提出する可能性がある場合は，この時点であらかじめ提出しておく必要がある。
提出先	出願先の高等学校長	一般選抜に出願予定の高等学校長
添付書類	〈保護者が既に地域内に居住している場合〉 ①保護者の住民票 〈保護者の転勤又は転住の場合〉 ①保護者の所属長の証明書又は理由を証明するに足る資料 ②転居先の居住地が分かる資料	
関連する手続	(1)の別表Aに該当する学校・学科に対して，推薦選抜，一般選抜，一般選抜の志願変更，第2次募集など複数回の出願機会が生じた場合は，2回目以降のそれぞれの出願の際に，「提出できる期間」に提出した願の写しを提出する。	

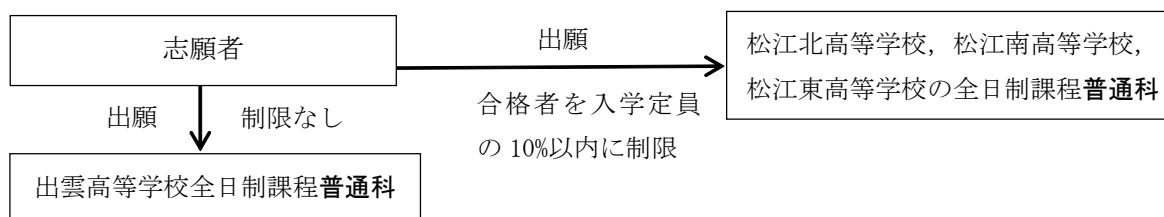
<図1>保護者が県内（松江市と出雲市以外）に居住する場合にかかる制限等



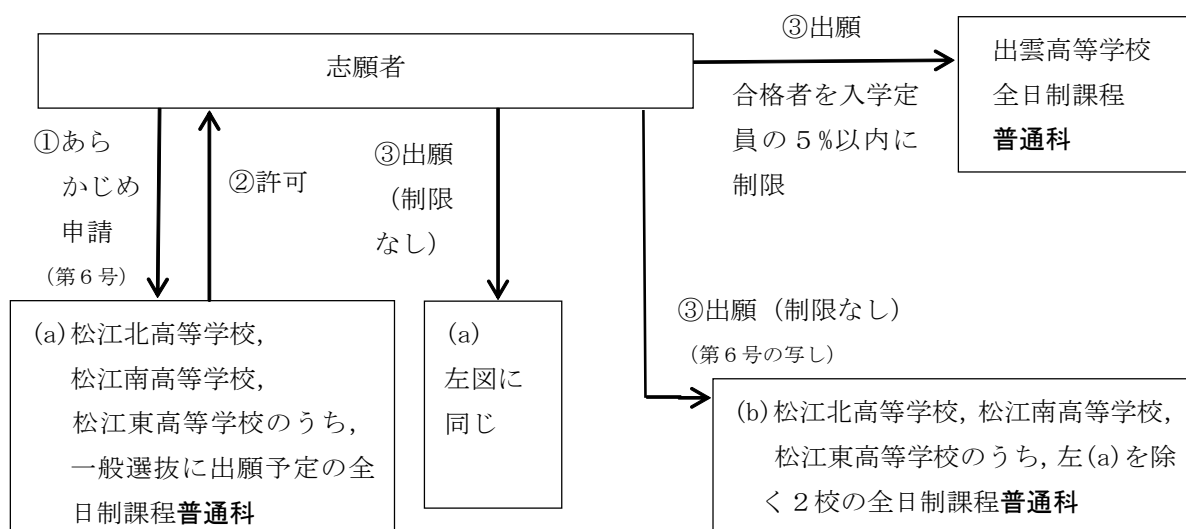
<図2>保護者が松江市に居住する場合にかかる制限等



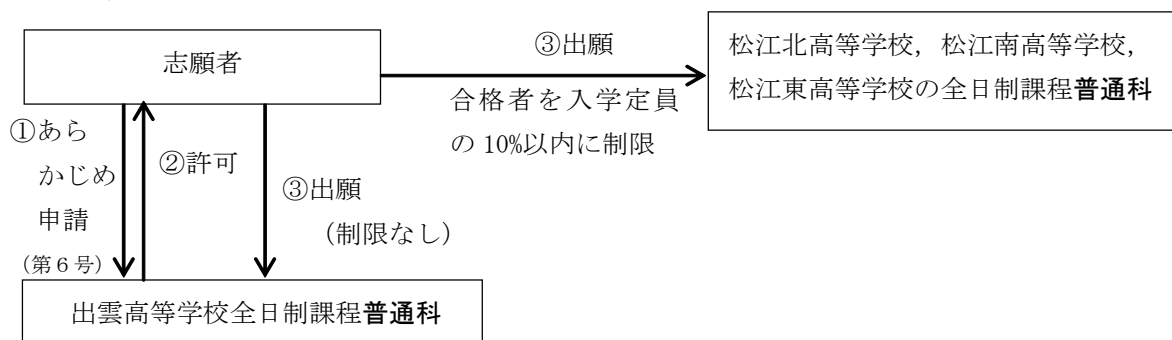
<図3>保護者が出雲市に居住する場合にかかる制限等



＜図 4＞保護者が県内（松江市以外）に居住しており，松江市に転居等の予定がある場合の
 手続と制限等



＜図 5＞保護者が県内（出雲市以外）に居住しており，出雲市に転居等の予定がある場合の手続きと制限等



5 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

保護者が県外に居住する場合，又は県外の中学校等（中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校）から出願する場合は，島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第8号）を入学願書とともに，出身中学校等の校長を経由して志願先の高等学校長に提出する。この手続を経て，当該高等学校長の承認を受けた場合に限り入学願書は受理される。

(1) 保護者が県外に居住し，次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は，原則として本県の公立高等学校に出願することができる。

(ア) 保護者の転勤等による一家転住等，正当と認められる特別な理由のある場合

なお，地域外制限の設定校・学科（2ページの「別表A」を参照）を志願する場合は，保護者の居住予定地に応じて，Iの4の(1)の制限を受ける。（6ページの「図6」を参照）

(イ) 県内に居住している確かな身元引受人のある場合

身元引受人は原則として志願者の親族（祖父母，おじ，おば等）とするが，当該高等学校長が認めた場合，親族以外を身元引受人とすることができる。

なお，地域外制限の設定校・学科を志願する場合は，身元引受人を保護者と見なし，身元引受人の居住地に応じて，Iの4の(1)の制限を受ける。（6ページの「図7」を参照）

島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第8号）の提出手続		
	(ア)保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる特別な理由がある場合	(イ)県内に居住している確かな身元引受人のある場合
提出する期間	それぞれの選抜の出願期間	
提出先と提出方法	それぞれの選抜の出願先の高等学校長に入学願書とともに提出	
添付書類	〈保護者が県内に居住している場合〉 ①保護者の住民票 〈保護者の転勤等による転住の場合〉 ①保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料 ②島根県内の居住地が分かる資料	①身元引受人の承諾証明書（様式自由） ②志願者又は保護者と身元引受人との関係を示す民生児童委員の証明（様式自由）又はその他それを証明する資料（様式自由） ③身元引受人の住民票

(2) 身元引受人による出願者の合格者の上限

5の(1)の(イ)による出願（身元引受人による出願）については、その合格者数の上限を次のとおりとする。

ア 松江市内及び出雲市内の公立高等学校、並びに分校・定時制課程

各高等学校の入学定員内において、身元引受人による出願者の合格者数を原則として4名以内とする。ただし、各高等学校長と高等学校を設置する教育委員会（県立高等学校においては島根県教育委員会、松江市立皆美が丘女子高等学校においては松江市教育委員会（以下「所管の教育委員会」という。））との協議により、入学定員内において4名を超えて合格者を決定することがある。

イ ア以外の公立高等学校

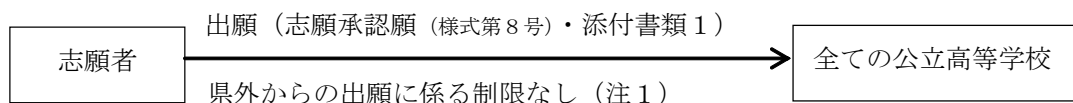
各高等学校の入学定員内において、身元引受人による出願者の合格者数を4名を超えて各学校で定めることができる。この場合上限の人数を各学校があらかじめ定め、県教育委員会が公表する。（83ページの「別表3」を参照）

（別表3より抜粋）

原則として4名以内において合格者を決定する学校
松江北高等学校、松江南高等学校、松江東高等学校、松江工業高等学校（全日制）、 松江工業高等学校（定時制）、松江商業高等学校、松江農林高等学校、宍道高等学校（定時制）、 三刀屋高校掛合分校、平田高等学校、出雲高等学校、出雲工業高等学校、出雲商業高等学校、 出雲農林高等学校、大社高等学校、浜田高等学校（定時制）、松江市立皆美が丘女子高等学校 （17校）
合格者の上限を4名を超えて決定することができる学校
安来高等学校、情報科学高等学校、大東高等学校、横田高等学校、三刀屋高等学校、 飯南高等学校、大田高等学校、邇摩高等学校、島根中央高等学校、矢上高等学校、 江津高等学校、江津工業高等学校、浜田高等学校（全日制）、浜田商業高等学校、 浜田水産高等学校、益田高等学校、益田翔陽高等学校、吉賀高等学校、津和野高等学校、 隠岐高等学校、隠岐島前高等学校、隠岐水産高等学校 （22校）

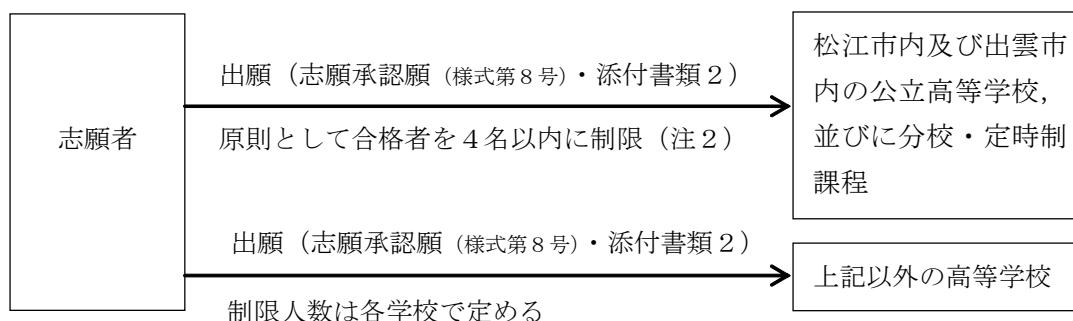
- (3) Iの5の(1)に該当する志願者が推薦選抜、スポーツ特別選抜、一般選抜、第2次募集に出願する場合、それぞれに定めた出願手続に従うものとする。出願手続の詳細はそれぞれ14ページ、19ページ、22ページ、又は36ページを確認すること。

＜図 6＞保護者の転勤等による一家転住等の場合



（添付書類 1）保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料、
島根県内の居住地が分かる資料

＜図 7＞県内に居住している確かな身元引受人のある場合



（添付書類 2）身元引受人の承諾証明書（様式自由）、受検者又は保護者と身元引受人との
関係を示す民生児童委員の証明（様式自由）又はその他それを証明する資料
（様式自由）、身元引受人の住民票

（注 1）「地域外制限の設定校・学科」（別表 A 参照）を志願する場合は、保護者の居住予定地に応じて、2 ページの I の 4 の (1) の制限を受ける。該当箇所の説明及び 3 ページの「図 1」, 「図 2」, 「図 3」を参照すること。

（注 2）「地域外制限の設定校・学科」（別表 A 参照）を志願する場合は、原則として合格者を 4 名以内に制限することに加えて、身元引受人を保護者と見なし、身元引受人の居住地に応じて、2 ページの I の 4 の (1) の制限を受ける。該当箇所の説明及び 3 ページの「図 1」, 「図 2」, 「図 3」を参照すること。

6 複数学科等への出願

それぞれの選抜において、志願者は 2 校以上の学校に出願することはできない。ただし、一般選抜及び第 2 次募集においては、同一学校内に複数の課程、学科がある場合には、第 2, 第 3, 第 4 志望まで順位をつけて出願することができる。

また、本校とその分校を併願する場合は、本校、分校併せて 1 校として取扱うものとする。この場合、第 1 志望学科を設置する本校又は分校へ出願書類等を提出する。

7 帰国・外国人生徒等の出願

海外からの帰国生徒及び外国人生徒等が公立高等学校への出願を希望する場合は、海外経験等を十分考慮し、その適切な受入れを図る。

(1) 事前相談

以下の(2)の特別措置を希望する志願者がいる場合、当該生徒の在籍及び出身の中学校等の校長は、志願先として検討している高等学校長とその高等学校所管の教育委員会へ事前に相談するものとする。

事前相談は、令和3年11月30日（火）までに行うこと。その後、該当となる志願者がいる場合は、すみやかに相談する。

(2) 出願及び入学者選抜検査実施時における特別措置

対象となる生徒が入学者選抜検査を受検する際には、実施にあたり特別措置を講じることができる。

対象者の出願及び特別措置の申請手続等の詳細については、「Ⅱ 帰国・外国人生徒等の出願及び特別措置」（8ページ）のとおりとする。

8 特別な配慮を必要とする生徒の出願

障がい、事故、病気等の理由により、入学者選抜検査実施時において志願者に特別な配慮を必要とする場合、志願先の高等学校長とその高等学校所管の教育委員会が事前に協議の上、適切な措置を講じることができる。

(1) 事前相談

特別な配慮を必要とする志願者がいる場合、当該生徒の在籍する中学校等の校長は、志願先として検討している高等学校長とその高等学校所管の教育委員会へ事前に相談するものとする。

事前相談は、令和3年11月30日（火）までに行うこと。その後、特別な配慮を必要とする志願者がいる場合は、すみやかに相談する。

(2) 入学者選抜検査実施時における特別措置

特別な配慮が必要と認められる生徒が入学者選抜検査を受検する際には、実施にあたり特別措置を講じることができる。特別措置の申請手続等の詳細については、「Ⅲ 特別な配慮を必要とする場合の措置」（11ページ）のとおりとする。

9 出願後の辞退

入学者選抜において、何らかの事由で受検又は志願を辞退する場合は、出身中学校等の校長は公立高等学校入学者選抜（受検・志願）辞退届（以下「辞退届」という）（様式第13号）を提出する。詳細は27ページ又は38ページを確認する。

Ⅱ 帰国・外国人生徒等の出願及び特別措置

1 事前相談

- (1) 帰国・外国人生徒等の志願者のうち、以下の 3 の (2) の特別措置を希望する場合、当該生徒の在籍及び出身の中学校等の校長は、志願先として検討している高等学校長とその高等学校所管の教育委員会へ事前に相談すること。
- (2) 事前相談は、令和 3 年 11 月 30 日（火）までに行うこと。その後、該当となる志願者がいる場合は、すみやかに相談すること。

2 出願手続

- (1) Ⅱ の 3 の (1) の (ア) の該当者が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書（様式第 9 号）を添えて、県内受検者と同様の出願手続で行う。
なお、保護者が県内に居住していない等の特別な事情のある場合は、海外在住状況説明書の備考欄に「理由」を記入し、身元引受人の承諾証明書（様式自由）及び受検者又は保護者と身元引受人との関係を示す民生児童委員の証明又はその他それを証明する資料（様式自由）、身元引受人の住民票を添付する。
- (2) 外国の中学校又はこれに準ずる学校を卒業又は卒業見込みの者が出願する場合は、県外に保護者が居住する場合の出願手続に準じて行う。（Ⅰ の 5 を参照）

【参考：主な提出書類】

- (ア) 入学願書（様式第 1 号又は様式第 1 号－2 により志願先の高等学校で作成された様式）
- (イ) 海外在住状況説明書（様式第 9 号）
詳細は 62 ページ下部の注意書きを参照のこと。
- (ウ) 個人調査報告書（様式第 2 号）又は成績証明書
- (エ) 健康診断書（成績証明書の提出者に限る）

3 帰国・外国人生徒等の特別措置

(1) 対象となる生徒

Ⅰ の 2 に定める応募資格があり、次の (ア) 及び (イ) に該当する者とする。

- (ア) 帰国生徒で、原則として外国における在住期間が継続して 2 年以上で、帰国後 2 年以内若しくは帰国予定の場合、又は外国人生徒等で、原則として小学校第 4 学年以上の学年に編入学した場合
- (イ) 保護者が県内に居住している又は入学時までには居住見込みの場合。ただし、保護者が県内に居住しない場合においても、県内に居住している確かな身元引受人（原則として、志願者の親族である祖父母、おじ、おば等）のある場合。

(2) 特別措置の内容

(1) に該当する志願者に対して、入学者選抜の検査時における特別措置として次のような措置を当該高等学校長と県教育委員会又は松江市教育委員会との協議の上、講じることができる。

- (ア) 検査教科の一部を減じること
- (イ) 受検時間を延長すること
- (ウ) 検査問題の漢字にルビを振ること

(3) **申請手続（「手続きの流れ」を参照）**

特別措置を希望する志願者は、希望する措置とその理由を海外在住状況説明書（様式第9号）の備考欄に記入して出願する。

特別措置の申請に対し、当該高等学校長と県教育委員会又は松江市教育委員会は、特別措置の実施について協議する。

当該高等学校所管の教育委員会は、協議の結果について当該高等学校長及び市町村教育委員会教育長に通知する。また、当該高等学校長は、志願者の出身中学校等の校長に通知する。

4 選抜のための検査

検査教科の一部を減じた場合、当該高等学校長は作文を検査に加えることができる。また、必要がある場合、当該高等学校長は面接を行うことができる。

5 選抜

(1) 入学定員の枠内において選抜を行うことを原則とする。

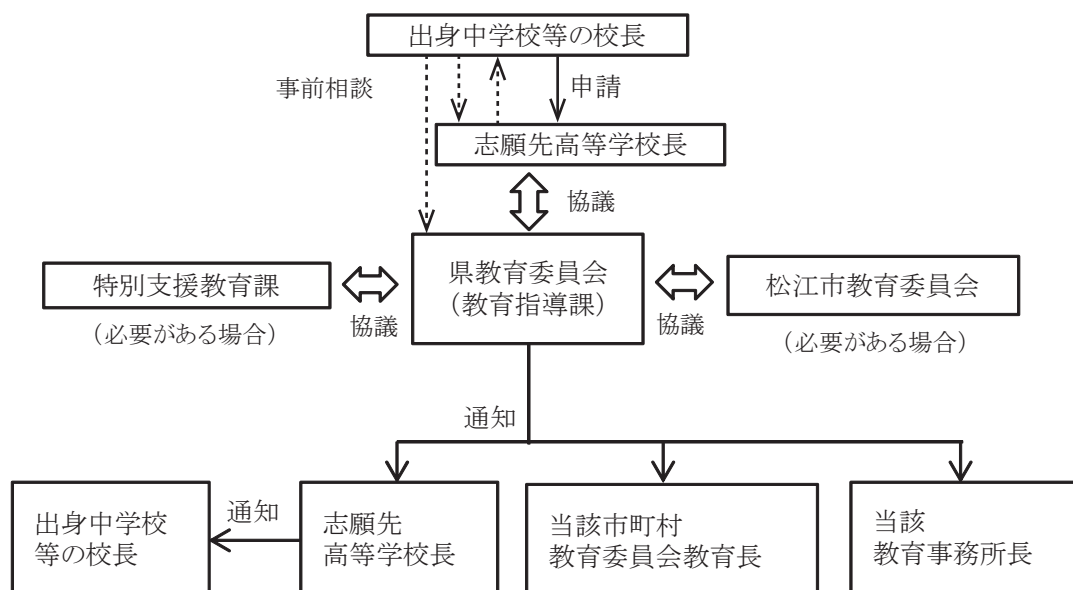
(2) 学力検査の検査教科を減じた場合については、個人調査報告書等において資料の整わない場合としての取扱いを行い、選抜において十分配慮し、検討を加える。

6 その他

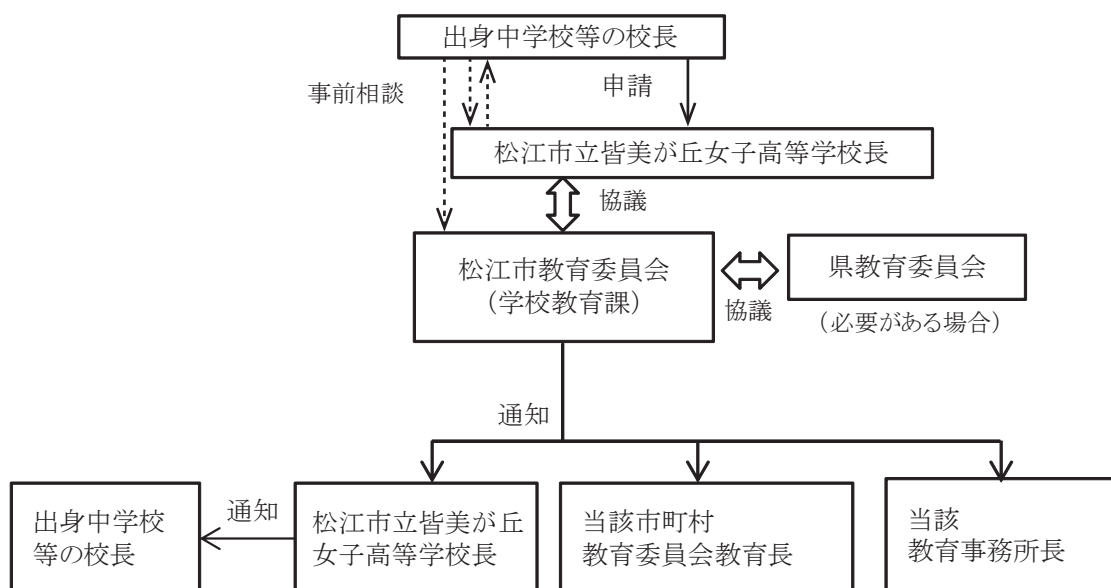
当該高等学校長は、帰国・外国人生徒等の取扱いについて、必要に応じて県教育委員会又は松江市教育委員会と協議するものとする。

【帰国・外国人生徒等の特別措置 手続の流れ】

○県立高等学校受検の場合



○松江市立皆美が丘女子高等学校受検の場合



Ⅲ 特別な配慮を必要とする場合の措置

1 事前相談

- (1) 障がい、事故、病気等の理由により特別な配慮を必要とする志願者がいる場合、当該生徒の在籍する出身中学校等の校長は、志願先として検討している高等学校長とその高等学校所管の教育委員会へ事前に相談すること。
- (2) 事前相談は、令和3年11月30日（火）までに行うこと。その後、特別な配慮を必要とする志願者がいる場合は、すみやかに相談すること。

2 申請手続

- (1) 特別な配慮を必要とする志願者がいる場合、当該中学校等の校長は、県教育委員会又は松江市教育委員会へ連絡し、**島根県公立高等学校入学者選抜における特別措置願**（様式第24号）に医師の診断書等を添えて、下記の期限までに申請する。その後、特別な配慮を必要とする志願者がいる場合は、すみやかに申請すること。

【申請期限】 推薦選抜等 令和3年12月17日（金）まで
一般選抜 令和4年1月26日（水）まで
第2次募集 令和4年3月16日（水）12時まで

- (2) 県教育委員会又は松江市教育委員会は、志願先の高等学校長と協議の上、特別措置の実施について決定する。
- (3) 検査日当日に、インフルエンザ等により特別な配慮を必要とする志願者がいる場合も同様に手続を行う。その際、当該志願者が学力検査場に関する特別措置の対象である場合、当該中学校等の校長は、志願先高等学校長及び学力検査場となる高等学校長と県教育委員会又は松江市教育委員会へ連絡する。

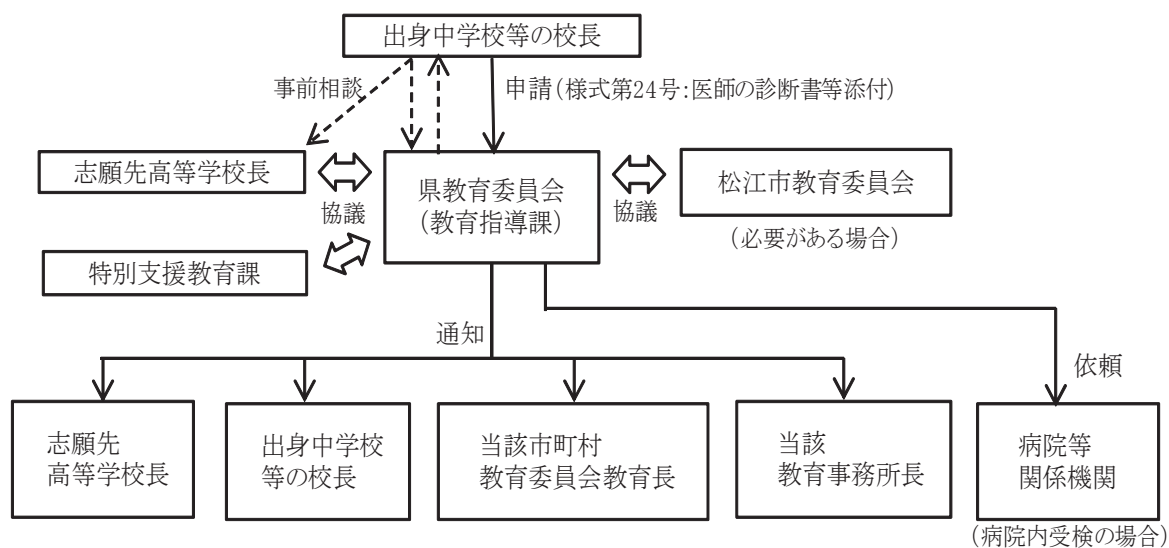
3 特別措置における配慮事項の例

特別措置における配慮事項の例は次のとおりである。ここに記載がない事項についても申請できる。

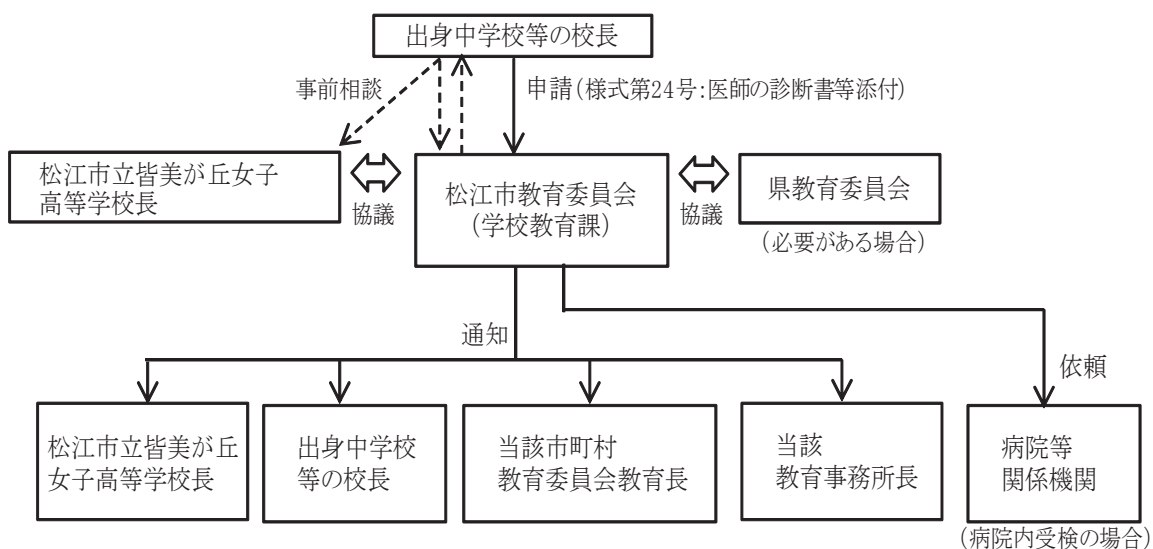
- (1) 検査室や座席に関する配慮
 - ・別室での受検（病院等を含む）
 - ・座席の指定
- (2) 時間に関する配慮
 - ・検査時間の延長
- (3) 検査室に持込みができるものに関する配慮
 - ・補聴器の持込み使用
 - ・拡大鏡の持込み使用
- (4) 聞き取り検査における配慮（別室での受検となる）
 - ・CDプレイヤーのスピーカーから直接音声を聞く
 - ・口頭による読み上げ
- (5) その他の配慮
 - ・問題用紙、解答用紙の拡大等
 - ・問題用紙の漢字にルビを振る

【特別な配慮を必要とする場合の措置 手順の流れ】

○県立高等学校受検の場合



○松江市立皆美が丘女子高等学校受検の場合



Ⅳ 推薦入学者選抜（推薦選抜）

1 実施校・学科

別表 1（81ページ）に記載のとおり。

2 募集人員（81ページの「別表 1」及び83ページの「別表 3」を参照）

体育科を除き当該学科の入学定員の40％程度までで各学校が定め、各学校の募集要項に明記する。

なお、松江北高等学校（普通科）及び松江東高等学校（普通科）については、地域外の志願者からの合格内定者数を、地域外の入学定員に対する制限枠の40％以内とする。

3 出願

(1) 出願資格

I の 2 の (2) に定める応募資格のある者で、かつ、次の (ア) から (ウ) に該当し、当該中学校等の校長が推薦する者とする。

なお、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動等の項目があれば各学校が定め、各学校の募集要項に明記する。

(ア) 当該学科を志望する動機や理由が明確で適切であること。

(イ) 当該学科に適性、興味及び関心を有すること。

(ウ) 合格内定した場合、入学の意思が確実であること。

(2) 出願期間

令和 4 年 1 月 7 日 (金) から 1 月 13 日 (木) 12 時までとする。

持込みの場合；1 月 7 日 (金)，1 月 11 日 (火)，1 月 12 日 (水) は 9 時から 17 時まで

1 月 13 日 (木) は 9 時から 12 時まで

郵 送 の 場 合；1 月 13 日 (木) 12 時以降に届いたものについては、1 月 11 日 (火) までの消印があるものに限り受け付ける

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、出願期間内に志願先の高等学校長に提出する。ただし、入学願書の提出は 1 人 1 校 1 学科に限る。

(ア) 入学願書（様式第 1 号により志願先の高等学校で作成された様式）

入学願書は、黒又は青のペンで記入する。

志願者の氏名にある文字と各種調査報告書の入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には、該当の文字を「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いていない場合は空欄とせず、斜線を記す。

(イ) 写真 1 枚

たて 4 cm×よこ 3 cm（6 か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつける。

なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。

白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 受検料 2,200 円

県立高等学校については、島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。松江市立皆美が丘女子高等学校については、松江市立皆美が丘女子高等学校の指示に従う。

- (エ) 調査票（志望理由書，自己報告書等，志願先の高等学校で作成された様式）
- (オ) その他当該高等学校が指定した書類等（作文，課題レポート等）
- (カ) 転居等に係る地域認定願（様式第 6 号）及び添付書類
（地域外制限の設定校・学科（2 ページの別表 A 参照）に推薦選抜を志願する者で，正当と認められる特別な理由がある場合は，**出願時に出願先高等学校長へ提出**する。なお，一般選抜以降の選抜において同様の扱いを希望する者は，一般選抜以降の出願の際にその写しを提出すること。）
- (キ) 地域内居住確認届（様式第 7 号）及び添付書類
（保護者の居住地は地域外制限の設定校・学科の地域内であるが，特別な事情により，地域外の中学校等（国立・私立を除く）から出願する場合。）
- (ク) 島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第 8 号）及び添付書類
（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合，**I の 5**を参照）

イ 出身中学校等の校長は，入学願書等に次の書類等を添付し，出願期間内に志願先の高等学校長に提出する。

- (ア) 出身中学校等の校長推薦書（志願先の高等学校で作成された様式）
- (イ) 個人調査報告書（様式第 2 号）
- (ウ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第 3 号）
- (エ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿（様式第 15 号）（推薦選抜用）
- (オ) 上記(イ)及び(エ)の電子データ（暗号化され，CD-R に保存したもの）
県外中学校等から出願する際は，(オ)の電子データの提出は不要である。

(4) 県外居住者の出願

保護者が県外に居住し，下記のア，イに該当する場合は，島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第 8 号）に次の書類を添付して，入学願書とともに，出身中学校等の校長を経由して志願先の高等学校長に提出する。この手続を経て，当該高等学校長の承認を受けた場合に限り入学願書は受理される。

ア 保護者の転勤等による転住の場合

- (ア) 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料
- (イ) 島根県内の居住地が分かる資料

イ 身元引受人により出願する場合

身元引受人を保護者と見なし，身元引受人の居住地に応じて，**I の 4**及び**5**に従うものとする。

- (ア) 身元引受人の承諾証明書（様式自由）
- (イ) 受検者又は保護者と身元引受人との関係を示す，民生児童委員の証明（様式自由）
又は，その他それを証明する資料（様式自由）
- (ウ) 身元引受人の住民票

なお，県外居住者の出願についての提出書類及び期間等は，84 ページの「**XVII 出願及び選抜に関する手続一覧表**」に示すところによる。

4 選抜のための検査

推薦選抜においては，面接を実施する。また，作文・実技検査等を実施することがある。
面接等の日時及び場所は，当該高等学校長が指定する。

5 選抜

選抜は、面接及び個人調査報告書等の書類により、当該高等学校長が行う。作文・実技検査等を実施した場合にはその結果も資料として加えることができる。

6 合格内定通知

合格内定の有無について、当該高等学校長から出身中学校等の校長へ合格内定状況一覧表（様式第4号）により通知する。また、合格が内定した志願者へは、当該高等学校長から出身中学校等の校長を通じて合格内定通知書（様式第5号）により通知する。

以上の通知は、令和4年1月25日（火）10時以降に行う。ただし、郵送の場合は当日中に投函することとする。

また、合格発表は、令和4年3月11日（金）10時とする。

7 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) 推薦選抜と特別選抜、スポーツ特別選抜を同時に出願することはできない。
- (3) 推薦選抜による合格内定者は、公立高等学校に改めて出願することはできない。
- (4) 合格に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第18号）の提出を求める。
- (5) 合格内定とならなかった場合は、推薦選抜を受検した高等学校を含め、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、推薦選抜受検校から交付された学力検査料納付済証明書を一般選抜又は第2次募集の入学願書裏面の所定欄にはり、入学検定料800円のみを納付する。（県立高等学校については、島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。松江市立皆美が丘女子高等学校については、松江市立皆美が丘女子高等学校の指示に従う。）

V 中高一貫教育校（連携型）に係る入学者選抜（特別選抜）

1 実施校

飯南高等学校，吉賀高等学校

2 募集人員（83ページの「別表3」を参照）

入学定員内で各学校が定め，各学校の募集要項に明記する。

3 出願

(1) 出願資格

次の(ア)，(イ)のいずれかに該当し，令和4年3月卒業見込みの者とする。

(ア) 飯南町立頓原中学校又は飯南町立赤来中学校に在籍し，飯南高等学校を志願し入学の意思が確実である場合

(イ) 吉賀町立柿木中学校，吉賀町立吉賀中学校又は吉賀町立六日市中学校に在籍し，吉賀高等学校を志願し入学の意思が確実である場合

(2) 出願期間

令和4年1月7日(金)から1月13日(木)12時までとする。

受付時間；1月7日(金)，1月11日(火)，1月12日(水)は9時から17時まで

1月13日(木)は9時から12時まで

(3) 出願手続

ア 志願者は，次に掲げるものを，卒業見込みの中学校の校長を経由して，所定の期間中に志願先の高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第1号により志願先の高等学校で作成された様式）

入学願書は，黒又は青のペンで記入する。

志願者の氏名にある文字と各種調査報告書の入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には，該当の文字を「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いていない場合は空欄とせず，斜線を記すこと。

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつけること。

なお，写真は無帽・無背景・正面とし，本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 受検料2,200円

島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし，消印をしてはならない。

(エ) 自己報告書（志願先の高等学校で作成された様式）

(オ) その他

・当該高等学校長は個人調査報告書の提出を求めることができる。

・当該高等学校長は志願者に課題レポートの提出を求めることができる。

イ 中学校長は，入学願書等に次の書類等を添付し，所定の期間中に志願先の高等学校長に提出する。

(ア) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿（様式第15号）（特別選抜用）

- (イ) 個人調査報告書（様式第2号）（志願先高等学校長からの求めがある場合のみ）
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）（(イ)の電子データは、志願先高等学校長からの求めがある場合のみ）

4 選抜のための検査

特別選抜においては、学力検査は実施せず、面接を行う。

- (1) 面接日 当該高等学校が指定する日
- (2) 面接場所 出願先高等学校
- (3) その他 連携型中高一貫教育校の特色に応じて、作文を実施することができる。

5 選抜

選抜は、面接及び自己報告書により、当該高等学校長が行う。また、提出された個人調査報告書や課題レポート、実施した作文を選抜の資料に加えることができる。

6 合格内定通知

合格内定の有無について、当該高等学校長から連携中学校長へ合格内定状況一覧表（様式第4号）により通知する。また、合格が内定した志願者へは、当該高等学校長から連携中学校長を通じて合格内定通知書（様式第5号）により通知する。

以上の通知は、令和4年1月25日(火)10時以降に行う。ただし、郵送の場合は当日中に投函する。また、合格発表は、令和4年3月11日(金)10時とする。

7 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) 特別選抜と推薦選抜、スポーツ特別選抜を同時に出願することはできない。
- (3) 特別選抜の合格内定者は、公立高等学校に改めて出願することはできない。
- (4) 合格に係る通知・文書等を中学校教員に直接交付する場合は、委任状（様式第18号）の提出を求める。
- (5) 合格内定とならなかった場合は、特別選抜を受検した高等学校を含め、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、特別選抜受検校から交付された学力検査料納付済証明書を一一般選抜又は第2次募集の入学願書裏面の所定欄にはり、入学検定料800円のみを納付する。（県立高等学校については、島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。松江市立皆美が丘女子高等学校については、松江市立皆美が丘女子高等学校の指示に従う。）

Ⅵ スポーツ推進指定校推薦入学者選抜（スポーツ特別選抜）

1 実施校及び指定競技

別表1（81ページ）のとおりとする。なお、指定期間は原則として令和3年度から3年間とする。

2 募集人員（83ページの「別表3」を参照）

1校において指定競技が1である場合は1校当たり4名以内とする。1校において指定競技が2以上の場合は1校当たり8名以内とするが、1競技で4名を超えてはならない。

なお、同一校において同一の指定競技が男女それぞれにある場合はそれぞれ1競技とする。

3 出願

(1) 出願資格

Iの2の(2)に定める応募資格のある者で、かつ、次の(ア)から(ウ)の全てに該当し、当該中学校等の校長が推薦する者とする。ただし、県外の中学校等を卒業見込みの者が志願できるのは、下記の高等学校に限られる。なお、この場合、県外からの合格者数の上限は各学校で定める。（83ページ「別表3」参照）

- (ア) スポーツの各種大会で実績を有する又は部活動等で優れた資質や能力を有すること。
- (イ) 合格内定した場合、入学の意思が確実であること。
- (ウ) 入学後も応募したスポーツの継続的な活動を希望すること。

横田高等学校（男子ホッケー、女子ホッケー）、三刀屋高等学校（男子ソフトボール）
島根中央高等学校（男子カヌー、女子カヌー）、江津高等学校（男子水球）
江津工業高等学校（男子ボート）、隠岐島前高等学校（男子レスリング、女子レスリング）

(2) 出願期間

令和4年1月7日（金）から1月13日（木）12時までとする。

持込みの場合；1月7日（金）、1月11日（火）、1月12日（水）は9時から17時まで
1月13日（木）は9時から12時まで

郵送の場合；1月13日（木）12時以降に届いたものについては、1月11日（火）までの消印があるものに限り受け付ける

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に志願先の高等学校校長に提出する。ただし、出願は1人1校1学科に限る。

(ア) 入学願書（様式第1号により志願先の高等学校で作成された様式）

入学願書は、黒又は青のペンで記入する。

志願者の氏名にある文字と各種調査報告書の入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には、該当の文字を「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いていない場合は空欄とせず、斜線を記す。

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつける。

なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。

白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 受検料2,200円

島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。

(エ) 調査票（志願先の高等学校で作成された様式）

(オ) 島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第8号）及び添付書類

（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合。Ⅰの5を参照）

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の出願期間内に志願先の高等学校校長に提出する。

(ア) 出身中学校等の校長推薦書（志願先の高等学校で作成された様式）

(イ) 個人調査報告書（様式第2号）

(ウ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿（様式第15号）（スポーツ特別選抜用）

(エ) 上記(イ)及び(ウ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）

県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

ウ 出願先高等学校長は、必要に応じて、出身中学校等の校長に対して賞状の写し等の補助資料を求めることができる。

(4) 県外居住者の出願

保護者が県外に居住し、下記のア、イに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第8号）に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して志願先の高等学校長に提出する。この手続を経て、当該高等学校長の承認を受けた場合に限り入学願書は受理される。

ア 保護者の転勤等による転住の場合

(ア) 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料

(イ) 島根県内の居住地が分かる資料

イ 身元引受人により出願する場合

身元引受人を保護者と見なし、身元引受人の居住地に応じて、Ⅰの4及び5に従うものとする。

(ア) 身元引受人の承諾証明書（様式自由）

(イ) 受検者又は保護者と身元引受人との関係を示す、民生児童委員の証明（様式自由）

又は、その他それを証明する資料（様式自由）

(ウ) 身元引受人の住民票

なお、県外居住者の出願についての提出書類及び期間等は、84ページの「ⅩⅧ 出願及び選抜に関する手続一覧表」に示すところによる。

4 選抜のための検査

面接を実施する。面接等の日時及び場所は、当該高等学校長が指定する。

5 選抜

選抜は、提出された書類及び面接の結果を資料として、当該高等学校長が行う。

6 合格内定通知

合格内定の有無について、当該高等学校長から出身中学校等の校長へ合格内定状況一覧表（様式第4号）により通知する。また、合格が内定した志願者へは、当該高等学校長から出身中学校等の校長を通じて合格内定通知書（様式第5号）により通知する。

以上の通知は、令和4年1月25日(火)10時以降に行う。ただし、郵送の場合は当日中に投函することとする。

また、合格発表は、令和4年3月11日(金)10時とする。

7 その他

- (1) スポーツ特別選抜においては地域外制限の設定校・学科の地域外の制限（Ⅰの4の(1)）を行わない。
- (2) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (3) スポーツ特別選抜と推薦選抜、特別選抜を同時に出願することはできない。
- (4) スポーツ特別選抜の合格内定者は、公立高等学校に改めて出願することはできない。
- (5) 合格に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第18号）の提出を求める。
- (6) 合格内定とならなかった場合は、スポーツ特別選抜を受検した高等学校を含め、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、スポーツ特別選抜受検校から交付された学力検査料納付済証明書を一般選抜又は第2次募集の入学願書裏面の所定欄にはり、入学検定料800円のみを納付する。（県立高等学校については、島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。松江市立皆美が丘女子高等学校については、松江市立皆美が丘女子高等学校の指示に従う。）

Ⅶ 一般入学者選抜（一般選抜）

1 募集定員

入学定員から各高等学校の各学科の推薦選抜・特別選抜・スポーツ特別選抜の合格内定者数を除いた数を一般選抜の募集定員とする。

2 出願

(1) 出願資格

I の 2 に定める応募資格のある者

(2) 出願期間

令和 4 年 1 月 27 日 (木) から 2 月 1 日 (火) 12 時までとする。

持込みの場合；1 月 27 日 (木)，1 月 28 日 (金)，1 月 31 日 (月) は 9 時から 17 時まで

2 月 1 日 (火) は 9 時から 12 時まで

郵送の場合；2 月 1 日 (火) 12 時以降に届いたものについては，1 月 28 日 (金) までの消印があるものに限り受け付ける

(3) 地域外制限の設定校・学科への転居等に係る出願前手続

保護者が地域外に居住しており，正当と認められる特別な理由がある場合に，別表 A（2 ページ）に掲げる**地域外制限の設定校・学科**へ出願する可能性がある者は，転居等に係る地域認定願（様式第 6 号）を，次の期間内に**居住予定地の地域内**にある全日制課程**普通科**を設置する県立高等学校長へ提出すること。

令和 4 年 1 月 17 日 (月) から 1 月 21 日 (金) 17 時まで。(必着)

なお，正当と認められる特別な理由があるとして許可を得た者は，一般選抜における出願，志願変更による出願，及び第 2 次募集における出願のいずれにおいても，対象となる学校の全日制課程**普通科**を志望する際には，地域内としての扱いを受ける。

また，転居等に係る地域認定願（様式第 6 号）により保護者が**松江市に居住する者としての扱いを受ける者**が転居等に係る地域認定願を提出した以外の**松江市内の地域外制限の設定校・学科**へ出願する場合には，出願時に，転居等に係る地域認定願の**写しを提出し，地域内としての扱いを受ける**。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は，次に掲げるものを，出身中学校等の校長を経由して，出願期間内に志願先の高等学校長に提出する。

(イ) 入学願書（様式第 1 号により志願先の高等学校で作成された様式）

入学願書は，指示された場合を除き，黒又は青のペンで記入する。また次の点に留意する。

① 本校と分校を併願する場合，全日制課程と併設する定時制課程を併願する場合は次のように記入する。

・本校とその分校を併願する場合は，第 2 志望学科欄に，本校名又は分校名と学科名を記入

する。

- ・全日制課程と併設する定時制課程を併願する場合は、第2・第3・第4志望学科欄に、課程と学科名を記入する。

- ② 第2・第3・第4志望学科を出願しない場合は空欄とせず、それぞれ斜線を記す。
- ③ 学力検査場について、特別措置を願い出る場合（後述する8の(4)の(ア)から(ウ)に該当する場合は、願書右部の受検票の検査場名（※印）欄に最寄りの検査場名を**朱書**する。
- ④ 志願者の氏名にある文字と各種調査報告書の入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には、該当の文字を「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いていない場合は空欄とせず、斜線を記す。

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつける。

なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 受検料

学力検査料1,400円及び入学検定料800円、合計2,200円を、県立高等学校については、島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。松江市立皆美が丘女子高等学校については、松江市立皆美が丘女子高等学校の指示に従うこと。

推薦選抜等で合格内定とならなかった場合は、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、推薦選抜等の受検校から交付された学力検査料納付済証明書を一般選抜の入学願書裏面の所定欄にはり、入学検定料800円のみを納付する。

(エ) 転居等に係る地域認定願（様式第6号）の写し

（正当と認められる特別な理由があるとして松江市内からの出願としての扱いを受ける者で、転居等に係る地域認定願を提出した以外の松江市内の地域外制限の設定校・学科を志願する場合又は松江北高等学校、松江東高等学校の推薦選抜に出願し、同一の学校・学科を再度志願する場合）

(オ) 地域内居住確認届（様式第7号）

（保護者の居住地は地域内であるが、特別な事情により、保護者の居住地がある地域外の中学校等（国立・私立を除く）を卒業（又は卒業見込み）の者で、地域内の高等学校を志願する場合。）

(カ) 島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第8号）及び添付書類

（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合。Ⅰの5を参照）

(キ) 調査票（面接の資料として高等学校で作成している場合、当該高等学校で作成された様式）

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、出願期間内に志願先の高等学校長に提出する。

(ア) 個人調査報告書（様式第2号）

(イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第3号）

(ウ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿（様式第15号）（一般選抜用）

(エ) 上記(ア)及び(ウ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）

県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

(5) 県外居住者の出願

保護者が県外に居住し、下記のア、イに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第8号）に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して志願先の高

等学校長に提出する。この手続を経て、当該高等学校長の承認を受けた場合に限り入学願書は受理される。

ア 保護者の転勤等による転住の場合

- (ア) 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料
- (イ) 島根県内の居住地が分かる資料

イ 身元引受人により出願する場合

身元引受人を保護者と見なし、身元引受人の居住地に応じて、Ⅰの4及び5に従うものとする。

- (ア) 身元引受人の承諾証明書（様式自由）
- (イ) 受検者又は保護者と身元引受人との関係を示す、民生児童委員の証明（様式自由）
又は、その他それを証明する資料（様式自由）
- (ウ) 身元引受人の住民票

なお、県外居住者の出願についての提出書類及び期間等は、84ページの「XVII 出願及び選抜に関する手続一覧表」に示すところによる。

(6) 自己申告書の提出

- (ア) 志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書（様式第14号）を提出することができる。

自己申告書の本人の記入欄及び保護者の記入欄は、それぞれ直筆で記入すること。

- (イ) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を経由して、出願期間内に志願先の高等学校長へ提出しなければならない。

なお、出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に志願先高等学校及び学科名、出身中学校等の学校名、本人氏名を記入すること。

(7) その他

いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

3 出願状況の発表

上記2による出願者の状況を、令和4年2月2日(水)の14時に、県教育委員会のホームページで発表する。

また、以下の**志願変更後の**出願者の状況を、2月17日(木)の14時に、県教育委員会の同ホームページで発表する。

4 志願変更（34ページの「志願変更の流れ」を参照）

上記2により出願をした者が希望する場合には、1回に限り、同一学校又は他の学校の課程、学科（部）に志願変更することができる。

ただし、第1志望が変わらない変更は認めない。

志願変更の受付期間及び手続き等は、次のとおりとする。ただし、隠岐郡から隠岐郡以外の高等学校に出願した者や、隠岐郡以外の地域から隠岐郡の高等学校へ出願した者など一部の出願者については、25ページ5のとおりとする。

(1) 志願変更受付期間

ア 出願先高等学校への提出期間は令和4年2月8日(火)から2月10日(木)17時までとする。持込みによる提出のみとし、郵送による提出は認めない。

受付時間；3日間とも9時から17時まで

イ 志願変更先高等学校への提出期間は令和4年2月14日(月)から2月15日(火)17時までとする。

ただし、郵送による場合は、簡易書留速達に限る。

持込みの場合；2月14日(月)、2月15日(火)の9時から17時まで

郵送の場合；2月15日(火)17時以降に届いたものについては、2月14日(月)までの消印があるものに限り受け付ける

(2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、志願変更受付期間内に**出願先**の高等学校長に提出する。

(ア) 入学志願変更届(様式第10号)

入学志願変更証明書(様式第10号-2)にも必要事項を記載し、切り取らずに提出する。

(イ) 志願変更先高等学校の入学願書(様式第1号により志願変更先の高等学校で作成された様式)書き方等は、2の(4)のアの(ア)及び(イ)に準ずる。(受検票の部分に写真をはりつける。)

同一学校の他の課程、学科(部)へ志願変更する場合も入学願書を提出する。

イ 入学志願変更届を受け付けた高等学校長は、次の手続を行う。

(ア) 提出された入学志願変更届及び入学志願変更証明書について、中央に契印を施し、切り離す。入学志願変更届は保管し、入学志願変更証明書に記載された事項を確認のうえ押印し、交付する。

(イ) 新たに提出された志願変更先高等学校の入学願書の収入証紙欄外及び学力検査料納付済証明書に収入済みの収納印を押し、出身中学校等の校長に返付する。

(ウ) 先に受け付けた出願書類のうち、入学願書、収入証紙(消印済み)は別に保管する。また、公立高等学校入学者選抜出願者名簿(様式第15号)(一般選抜用)について、該当する出願者の氏名等に一重線を引き、名簿から削除する。

(エ) 個人調査報告書(様式第2号)及びその電子データについて、該当者のものを破棄する。出願時にその他の書類が提出されていた場合には、併せて破棄する。

ただし、同一学校内の他の課程、学科(部)に志願変更する場合、以下の書類は破棄せずに保存する。

①転居等に係る地域認定願(様式第6号)の写し

②地域内居住確認届(様式第7号)

③島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第8号)及び添付書類

④海外在住状況説明書(様式第9号)及び添付書類

ウ 入学志願変更証明書を交付された者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に**志願変更先**の高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 出願先高等学校長から交付された入学志願変更証明書

(イ) 志願変更先高等学校の入学願書(上記アの(イ)により提出し、出願先高等学校で収入済みの収納印を受けたもの)

(ウ) 転居等に係る地域認定願(様式第6号)の写し

(正当と認められる特別な理由があるとして松江市内からの出願としての扱いを受ける者で、

出願時とは異なる、松江市内の地域外制限の設定校・学科を志願する場合)

(エ) その他、志願変更先高等学校への出願に必要なもの

「2 出願 (4) 出願手続」に準ずる。ただし、以下の点に留意すること。

- ・受検料を再度納付する必要はない。
- ・同一学校内の他の課程、学科(部)に志願変更をする場合、イの(エ)の①から④の書類を再度提出する必要はない。
- ・所定の期間内に転居等に係る地域認定願(様式第6号)を提出していなかった者が、志願変更によりこの認定願を新たに提出することはできない。保護者の転勤等による転住にともない、Iの4の(1)の表に定める地域の変更による志願変更が生じた場合には、27ページの「6 特別入学志願許可の取扱い」によること。

エ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の期間中に志願変更先の高等学校長に提出する。

(ア) 個人調査報告書(様式第2号)

(イ) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿(様式第15号)(志願変更用)(志願変更により新たに出願する者のみ記載し、提出する。)

(ウ) 学習成績・特別活動の記録等概要表(様式第3号)(当該中学校等から新規に出願をする場合のみ提出)

(エ) 上記(ア)及び(イ)の電子データ(暗号化され、CD-Rに保存したもの)
県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

オ その他

(ア) 志願変更手続においていったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

(イ) 学力検査場について、特別措置を願い出る場合(後述する8の(4)の(ア)から(ウ)に該当する場合は、入学願書(様式第1号)右部の受検票の検査場名(※印)欄に最寄りの検査場名を朱書する。

(ウ) 中学校等を卒業後5年を超える者、及び県外居住者については、アの手続きを出身中学校等の校長を経由せずに行うことができる。その場合、必要書類の提出は本人又は法定代理人が行い、入学志願変更証明書の交付及び入学願書の返付を受ける。また、本人の場合には身分を証明するものを、法定代理人の場合には身分を証明するもの及び本人との関係を証する書類を提示する。
ただし、この場合もウの手続きは出身中学校等の校長を経由して行い、また、出身中学校等の校長はエの手続きを行う。

(エ) いったん入学志願変更届を提出した者は、志願変更を取りやめることはできない。また、所定の期間内に志願変更手続を完了しなかったときは、一般選抜を辞退したものとみなす。その場合、出身中学校等の校長は、出願していた高等学校の校長へ受検辞退届(様式第13号)を提出する。

(3) その他

ア 県外居住者の出願、自己申告書の提出については、2の(5)及び(6)に準ずる。

イ 志願変更に係る書類等を出身中学校等の教員に直接交付又は返付する場合は、委任状(様式第18号)の提出を求める。

5 志願変更に係る特別措置(34ページ「志願変更の流れ」参照)

(1) 対象者

次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する者が志願変更を希望する場合には、後の(2)～(4)により志願

変更をすることができる。

- (ア) 隠岐郡から隠岐郡以外に所在する高等学校に出願していた者
- (イ) 隠岐郡以外から隠岐郡に所在する高等学校に出願していた者
- (ウ) 島前から島後に所在する高等学校に出願していた者
- (エ) 島後から隠岐島前高等学校に出願していた者

(2) 志願変更受付期間等

郵送による提出とし、2月9日（水）までの消印があるものに限り受けつける。また、簡易書留速達に限る。

(3) 志願変更手続

ア 志願変更に係る特別措置を希望する者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に**出願先**の高等学校長に提出する。

- (ア) 志願変更に係る特別措置願（様式第11号）（2部作成し、1部を出願先高等学校長へ提出する。）
- (イ) 入学志願変更届（様式第10号）
入学志願変更証明書（様式第10号－2）にも必要事項を記載し、切り取らずに提出する。
- (ウ) 志願変更先高等学校の入学願書（様式第1号により志願変更先の高等学校で作成された様式）
書き方等は、2の(4)のアの(ア)及び(イ)に準ずる。（受検票の部分に写真をはりつける。）
同一学校の他の課程，学科（部）へ志願変更する場合も提出する。
- (エ) 出願先高等学校から志願変更先高等学校への書類送付用封筒（同一学校内の他の課程，学科（部）に志願変更する場合には、提出する必要はない。）
送付先（志願変更先高等学校長）をあらかじめ記入しておく。送り主は記載しない。
簡易書留速達で送付するのに必要な切手をはっておく。
封筒の表に「**入学者選抜関係書類等在中（志願変更に係る特別措置）**」と朱書する。

イ 志願変更に係る特別措置を希望する者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に**志願変更先**の高等学校長に提出する。

- (ア) 志願変更に係る特別措置願（様式第11号）（2部作成し、1部を志願変更先高等学校長へ提出する。）
- (イ) 転居等に係る地域認定願（様式第6号）の写し
（正当と認められる特別な理由があるとして**松江市内からの出願としての扱いを受ける者で、出願時とは異なる、松江市内の地域外制限の設定校・学科**を志願する場合）
- (ウ) その他、志願変更先高等学校への出願に必要なもの
「2 出願 (4)出願手続」及び「4 志願変更 (2)志願変更手続」に準ずる。

ウ 出身中学校等の校長は、次の書類等を、受付期限までに**志願変更先**の高等学校長に提出する。

- (ア) 個人調査報告書（様式第2号）
- (イ) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿（様式第15号）（志願変更用）（志願変更により新たに出願する者のみ記載し、提出する。）
- (ウ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第3号）（当該中学校等から新規に出願をする場合のみ提出）
- (エ) 上記(ア)及び(イ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）
県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

エ 特別措置により入学志願変更届を受け付けた高等学校長は、次の手続を行う。

- (ア) 提出された入学志願変更届及び入学志願変更証明書について、中央に契印を施し、切り離す。
入学志願変更届は保管し、入学志願変更証明書に記載された事項を確認のうえ押印する。
- (イ) 新たに提出された志願変更先高等学校の入学願書の収入証紙欄外及び学力検査料納付済証明書に収入済みの収納印を押し、(ア)で押印した入学志願変更証明書とともに、簡易書留速達により志願変更先高等学校の校長に送付する。その際、アの(エ)を使用することとし、封筒に発信元高等学校名を記入する。
- (ウ) 先に受け付けた出願書類のうち、入学願書、収入証紙（消印済み）は、提出された志願変更に係る特別措置願とともに、別に保管する。
- (エ) その他の書類の扱いについては、4の(2)のイの(ウ)及び(エ)に準ずる。

(4) その他

- (ア) 県外居住者の出願、自己申告書の提出については、2の(5)及び(6)に準ずる。
- (イ) ここに記載されていない事項については、「4 志願変更」に準ずる。

6 特別入学志願許可の取扱い

- (1) 県外居住者で、保護者の転勤又は転住によって、本県の公立高等学校へ出願期限を過ぎて出願するときは、県立高等学校にあっては県教育委員会（教育指導課）に、松江市立皆美が丘女子高等学校にあっては松江市教育委員会（学校教育課）に願い出、公立高等学校特別入学志願許可書（様式第12号）によって許可を受けた者に限り出願することができる。その場合には公立高等学校特別入学志願許可書を入学願書に添付しなければならない。
- (2) 県内居住者で、出願期間を過ぎてからの保護者の転勤等による転住にともない、Iの4の(1)の別表A（2ページ）に定める地域の変更による志願変更が生じた場合は、上記(1)の手続によるものとする。

7 出願後の辞退

何らかの事由で出願後に受検を辞退する場合は、出身中学校等の校長は後述する**所定の期間中に志願先の高等学校長に受検辞退届（様式第13号）を提出すること**。志願変更をした者が受検を辞退する場合には、志願変更先の高等学校長へ**受検辞退届**を提出すること。

ただし、複数の学科へ順位をつけて出願している場合、次の場合を除き、一部の学科のみを辞退することはできない。

- ・本校とその分校を併願する場合において、第2志望学科のみの志願辞退
- ・同一学校内の全日制課程と定時制課程を併願する場合において、第2志望学科以下の定時制課程のみの志願辞退

この場合、出身中学校等の校長は**志願先の高等学校長へ志願辞退届（様式第13号）を提出すること**。

受付期間；原則として、2月16日（水）から2月25日（金）までとする。

その後は、判明後すみやかに提出する。

8 学力検査

(1) 問題の作成

検査問題は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会において作成する。

(2) 出題の方針

高等学校教育を受けるに足る資質と能力が正しく判定でき、かつ、中学校教育をゆがめることな

く、その充実に資することができるよう十分留意して、次の(ア)、(イ)の方針により出題する。

- (ア) 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標・内容に即して、問題の内容と程度を定める。
- (イ) 単に知識や技能を問うのみでなく、知っていること・できることをどう使うかという観点で思考力、判断力、表現力等を問うことのできる問題を作成する。

(3) 実施期日及び教科とその配点

実施期日は、令和4年3月3日(木)の1日とし、各検査場とも下記の教科を1教科50分として、一斉に実施する。

配点は、各教科とも50点満点とする。なお、学力検査当日に受検生が用意すべき用具及び受検上の諸注意については、80ページを確認すること。

3月3日(木)	受付	諸注意・入場	国語	数学
	8:30～8:50	8:50～9:15	9:20～10:10	10:30～11:20
	社会	昼食	英語	理科
	11:40～12:30		13:20～14:10	14:30～15:20

(4) 学力検査場

学力検査場は、島根県公立高等学校とし、学力検査場の管理は、各高等学校に設けられる学力検査実施委員会（以下「実施委員会」という。）が担当する。

受検者は、志願先高等学校検査場で受検する。ただし、隠岐郡の場合に限り、次の(ア)から(エ)のとおり特別措置（以下「検査場特措」という。）を講ずる。

- (ア) 隠岐郡から隠岐郡以外に所在する高等学校を志願する場合は、体育科を志願する者を除いて、隠岐郡内の最寄りの学力検査場で受検することができる。
- (イ) 隠岐郡以外から隠岐郡に所在する高等学校を志願する場合は、隠岐郡以外の最寄りの学力検査場で受検することができる。
- (ウ) 島前から島後に所在する高等学校を志願する場合、並びに島後から隠岐島前高等学校を志願する場合は、各々の最寄りの学力検査場で受検することができる。
- (エ) 検査場特措を願い出る場合（上記(ア)から(ウ)に該当する場合は、入学願書（様式第1号）右部の受検票の検査場名（※印）欄に最寄りの検査場名を**朱書**する。

なお、隠岐郡に係る検査場についての特別措置を願い出た受検票を受け取った高等学校は、検査場名として記されている高等学校に、86ページに記載されている書類を指示されている期日までに送付すること。

(5) 学力検査実施上の留意事項

ア 学力検査は、下記により行うものとする。

- (ア) 実施委員会に委員長をおき、当該高等学校長が委員長（以下「実施委員長」という。）となる。
- (イ) 実施委員長は、県教育庁教育指導課長と十分連絡の上、学力検査の実施管理に当たる。
- (ウ) 実施委員会には、実施委員長のほかに採点委員、検査場監督委員及びその他必要な係員をおく。
- (エ) 実施委員長は、当該学校の教員から適任者を選び採点委員を決定する。
- (オ) 検査場監督委員及びその他必要な係員の員数については、検査が公正円滑に施行されるよう実施委員長において決定する。
- (カ) 答案の処理は次のようにする。

検査場監督委員は、各室受検番号順に答案を整理し、表紙（様式は実施委員長が定める。）を付し、それに所定の事項を記入して記名押印する。

- (キ) 検査場特措により、検査場の依頼を受けた高等学校長は、検査終了後その答案を志願先の高等学校長にすみやかに送付する等の措置を講ずる。
- (ク) 採点は次のようにする。
 - ・採点委員は、実施委員長の指示に従い、県教育委員会及び松江市教育委員会の定めた採点基準に基づき正確に採点を行う。
 - ・検査場特措を受けた受検者の答案は、原則として志願先高等学校において採点する。

イ その他

- (ア) 学力検査問題の受領から実施までの間に、その漏えいのおそれがある事態の発生を認めたときは、実施委員長は、直ちに県教育委員会教育長に報告する。
- (イ) 学力検査の答案は検査終了後、高等学校において1か年保存し、その後においては、校長が適宜処理する。

9 追検査

(1) 受検資格

一般入学者選抜検査（以下「本検査」という。面接等を含む。）当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず欠席した者のうち、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当し、追検査の受検を希望する者。ただし、学力検査、面接及び実技の一部でも受検した者は除く。

- (ア) 学校保健安全法施行規則第18条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者
- (イ) 検査当日の災害、不慮の事故等やむを得ない理由により本検査を受検できなくなった者

(2) 出願手続

ア 出身中学校等の校長は、次の手続を行う。

- (ア) 追検査の出願資格に該当し又は該当する可能性があり、追検査の受検を希望する者がいる場合、ただちに出席先高等学校長及び県教育委員会又は松江市教育委員会へ電話で連絡する。

ただし、検査場特措を願い出た者については、学力検査場となった高等学校長にも連絡すること。
- (イ) 出身中学校等の校長は、以下のものを、3月4日(金)10時までに出席先高等学校長（検査場特措を願い出た場合は、学力検査場となった高等学校長）に提出する。
 - ・追検査受検願（様式第25号） 1部
 - ・証明書類（検査当日の医師の診断書等） 1部
 - ・追検査受検者名簿（様式第26号） 3部

イ 追検査の受検希望の連絡を受けた高等学校長は、次の手続を行う。

- (ア) 追検査の受検希望の連絡があった場合は、すみやかに県教育委員会又は松江市教育委員会に報告し、追検査に係る検討に入る。
- (イ) アの(イ)の提出を受けた高等学校長は、追検査を受検する理由を審査し、県教育委員会又は松江市教育委員会と協議の上、正当と認めた場合に受検を許可する。
- (ウ) 受検を許可した高等学校長は、3月4日(金)11時までに追検査受検者確定数を電話で教育指導課長に報告する。
- (エ) 受検を許可した高等学校長は、許可をした者の追検査受検番号を決定し、追検査受検者名簿の※印欄に記入の上、3月4日(金)中に、中学校長を通じ受検者に受検番号を通知する。
- (オ) 受検を許可した高等学校長は、3月4日(金)までに追検査受検者名簿1部を教育指導課長に提出する。

(3) 問題の作成

検査問題は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会において作成する。

(4) 実施期日及び検査内容

令和4年3月8日(火)の1日のみとし、学力検査の実施教科及び実施順序並びに検査時間は本検査と同じとする。面接等を実施する場合は、学力検査終了後引き続いて行う。

(5) 学力検査場

追検査の学力検査場は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会が定める。

(6) 選抜方法

本検査の受検者と合わせ、選抜要領に従って選抜する。

(7) その他

- (ア) 追検査の受検料は徴収しない。
- (イ) 追検査受検者は、本検査時に交付された受検票を受検会場に持参する。
- (ウ) 「追検査受検者が準備すべき用具及び受検上の諸注意」、「学力検査実施上の留意事項」は本検査に準ずる。
- (エ) その他詳細については、別途通知する。

10 選抜要領

高等学校長は、入学志願者については、出身中学校等の校長から提出された個人調査報告書、学力検査成績、自己申告書等に基づいて、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜する。

(1) 選抜の基本的事項

- (ア) 選抜に当たっては、各高等学校の求める生徒像及び選抜において重視する点を踏まえ、各学科の入学定員の80%（受検者が入学定員に満たない場合は受検者の80%）を基準として、第1志望者の中から優先的に選抜し、残りについては、**第1志望者、第2志望者等の区別なく選抜する。**

なお、各高等学校は、求める生徒像及び選抜において重視する点を募集要項に明記しなければならない。

- (イ) 各高等学校は、学校・学科の特色に応じた学力をみるために、学力検査の特定の教科の得点を重くみる傾斜配点を導入することができる。この場合、その教科の得点の倍率は2倍を限度とし、個人調査報告書と学力検査の比率は変えることはできない。

なお、傾斜配点を実施する場合には、各高等学校の募集要項に明記しなければならない。

- (ウ) 面接及び実技検査の実施を必要とする場合には、高等学校長は所管の教育委員会に届け出た上で実施し、その結果を選抜の資料とすることができる。

また、個人調査報告書と学力検査の素点をそれぞれ換算した評点を合計した総点に、面接及び実技検査の結果を10点を限度として加え、選抜の資料とすることができる。

なお、面接を実施する場合には、各高等学校の募集要項に面接の評価の観点を、また面接等の結果を選抜においての評点として利用する場合にはその評点を明記しなければならない。

- (エ) 個人調査報告書の欠席の記録については、これをもって直接の可否判定の資料とはしない。
- (オ) 個人調査報告書等において資料の整わない場合については、評点を補うなど選抜において十分配慮し、検討を加える。

- (カ) 高等学校長は、必要がある場合、個人調査報告書の記載事項について最終在籍学校長から、さらに詳細な報告を求めることができる。

(2) 選抜の具体的方法

ア 各高等学校は、出身中学校等から提出された個人調査報告書等の諸資料、学力検査の成績及び面接、実技検査等の成績をもとに、課程又は学科ごとに、会議資料A、会議資料Bを作成する。また会議終了後には、第1志望者についての公立高等学校入学者選抜原簿Ⅰ（様式第21号）、33ページの(ウ)の該当者についての公立高等学校入学者選抜原簿Ⅱ（様式第21号）を次の記入要領によって作成する。

○記入要領

- (ア) 整理番号と受検番号は必ず記入する。
- (イ) a 欄には、個人調査報告書の学習の記録の合計欄の総計に、第3学年の合計を加えたものを記入する。
- (ウ) b 欄には、特別活動の記録の評価をAは3、Bは2として3項目を合計したものを記入する。
- (エ) c 欄には、学力検査実施教科の素点及び素点の合計を記入する。「傾斜計」欄には傾斜配点を行った場合の合計を250点満点に換算し記入する。（小数点以下切り上げ）
- (オ) 個人調査報告書と学力検査の比率については、各高等学校が学科ごとに80:20、70:30、60:40、50:50及び40:60の中から選択し決定する。
- 1) 個人調査報告書と学力検査の比率が60:40の場合、学習の記録、特別活動の記録、学力検査の評点及びe 欄の総点は次の表に示す方法により算出し記入する。

名 称	算 出 方 法	素 点	評 点
学 習 の 記 録	素点×51／180（小数点以下切り上げ）	180	51
特 別 活 動 の 記 録	素点をそのまま	9	9
学 力 検 査	素点×0.16（小数点以下切り上げ）	250	40
総 点（e 欄）	上記の評点を合計したものを総点とする。		100

- 2) 個人調査報告書と学力検査の比率が80:20の場合、(オ)の1)の学習の記録及び特別活動の記録の評点の合計に8/6を乗じて（小数点以下を切り捨て）換算するものとする。学力検査の評点については、素点×0.08（小数点以下切り上げ）で換算する。ただし、傾斜配点を行った場合も評点は20とする。
- 3) 個人調査報告書と学力検査の比率が70:30の場合、(オ)の1)の学習の記録及び特別活動の記録の評点の合計に7/6を乗じて（小数点以下を切り捨て）換算するものとする。学力検査の評点については、素点×0.12（小数点以下切り上げ）で換算する。ただし、傾斜配点を行った場合も評点は30とする。
- 4) 個人調査報告書と学力検査の比率が50:50の場合、(オ)の1)の学習の記録及び特別活動の記録の評点の合計に5/6を乗じて（小数点以下を切り捨て）換算するものとする。学力検査の評点については、素点×0.2（小数点以下切り上げ）で換算する。ただし、傾斜配点を行った場合も評点は50とする。
- 5) 個人調査報告書と学力検査の比率が40:60の場合、(オ)の1)の学習の記録及び特別活動の記録の評点の合計に4/6を乗じて（小数点以下を切り捨て）換算するものとする。学力検査の評点については、素点×0.24（小数点以下切り上げ）で換算する。ただし、傾斜配点を行った場合も評点は60とする。

- (カ) d 欄には10点を限度として面接及び実技検査を実施した場合の評点を記入する。
- (キ) f 欄には面接及び実技検査を実施した場合、 e 欄の総点と d 欄の評点との合計を記入する。
- (ク) g 欄には個人調査報告書、その他の諸資料から、選抜の具体的資料となるものを特記する。
- (ケ) h 欄には第 1 から第 4 志望の状況がわかるように記入する。
- (コ) 選抜原簿Ⅰの氏名の記入順序は、 e 欄の総点の高い順又は面接及び実技検査を実施した場合に f 欄の総合点の高い順に、同点の場合は a 欄の素点の高い順に、さらに同点の場合は c 欄の素点の高い順に記入する。
 選抜原簿Ⅱの氏名の記入順序は、 e 欄の総点の高い順又は、第 2 志望者にも面接及び実技検査をした場合には f 欄の総合点の高い順に、同点の場合は a 欄の素点の高い順に、さらに同点の場合は c 欄の素点の高い順に記入する。
- (サ) 合否の欄には、合格の場合は○、不合格の場合は×と記入する。

記載例（様式第21号）

㊟ 令和 4 年度 公立高等学校入学者選抜原簿（Ⅰ，Ⅱ）

整理番号	受検番号	氏 名	在籍又は出身中学校	個人調査報告書		c 学力検査								d 面接実技検査	個人調査報告書：学力検査 (60：40)			f 総合点
				素点		素 点									評点		e 総点	
				a 学習の記録	b 特別活動	国	社	数	理	英	計	傾斜計	報告書 個人調査		学力検査			
003	0001	石見 林太郎	森	176	8	35	42	38	44	36	195			58	32	90		
008	0017	隠岐 洋子	島前	168	7	39	40	32	38	35	184			55	30	85		
021	0111	出雲 一郎	松江	131	6	19	33	15	19	21	107			44	18	62		

〇〇高等学校							No.
f 総合点	群別	g 選抜上の特記事項	h 志 望 学 科				合 否
			第 1 志 望	第 2 志 望	第 3 志 望	第 4 志 望	
			A 科	B 科			
			C 科				
		生徒会会長	D 科				

イ 志願者を次の2つの群に大別する。

I 群…第1志望者のうち、次の(ア)から(オ)のいずれにも該当しない者及び推薦選抜・特別選抜・スポーツ特別選抜の合格内定者をI群とする。

- (ア) 学習の記録の評点が、上位者より数えて、入学定員の80%（受検者が入学定員に満たない場合は受検者の80%）に当たる者の評点未満の者
- (イ) 学力検査の評点が、上位者より数えて、入学定員の80%（受検者が入学定員に満たない場合は受検者の80%）に当たる者の評点未満の者
- (ウ) 個人調査報告書の各項目や学力検査の実施教科において、検討を要する者
- (エ) a～c 欄の相互間において、検討を要する者
- (オ) 面接及び実技検査において、検討を要する者

II 群…次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する者をII群とする。

- (ア) 第1志望者のうち、I群に入らなかった者
- (イ) 第2志望者等のうち、第1志望で合格が留保になっている者及び不合格となった者
- (ウ) 個人調査報告書等において資料の整わない者
- (エ) 追検査を受検した者

ウ I 群は、原則として全員合格とする。

II 群の選抜に当たっては、次の要領で行う。

- (ア) I 群が入学定員の80%に満たない場合は、第1志望者のうち原則としてe 欄の総点又は面接及び実技検査を実施した場合はf 欄の総合点の上位者から必要な員数を選抜し、入学定員の80%（受検者が入学定員に満たない場合は受検者の80%）まで充足する。
- (イ) 同一学校内に分校と本校、他の課程及び学科のない学校においては、残りの者について、会議資料Aにより、個人調査報告書、学力検査の成績、面接及び実技検査の結果、自己申告書等を精密に検討し、原則としてe 欄の総点又は面接及び実技検査を実施した場合はf 欄の総合点の上位者から必要な員数を選抜する。
- (ウ) 同一学校内に本校と分校、他の課程又は学科のある学校においては、残りの者について、会議資料Bにより、個人調査報告書、学力検査の成績、面接及び実技検査の結果、自己申告書等を精密に検討し、原則としてe 欄の総点の上位者から必要な員数を選抜する。
ただし、第2志望者等にも面接及び実技検査を実施した場合は、原則としてf 欄の総合点の上位者から必要な員数を選抜する。
- (エ) a～c 欄の相互間にかなりの不均衡がある場合は精密な検討を加える。
- (オ) 教育課程外の教育活動や受検教科以外の教科において、優れた実績や成績を有する者については、その実績や成績に配慮する。

11 合格発表

合格発表は令和4年3月11日(金)10時とする。ただし、郵送の場合は当日中に投函する。

また、当日各高等学校のホームページにおいても発表する。

12 その他

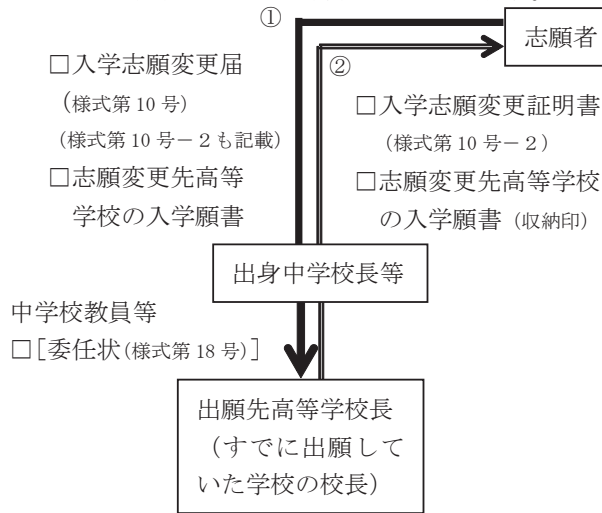
- (1) 合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第18号）の提出を求める。
- (2) 合格者が当該高等学校長の定める日時までに入学の意思表示をしない場合は、当該高等学校長は合格を取り消すことがある。

【志願変更の流れ】

1 通常の志願変更手続（23～25 ページ 4）

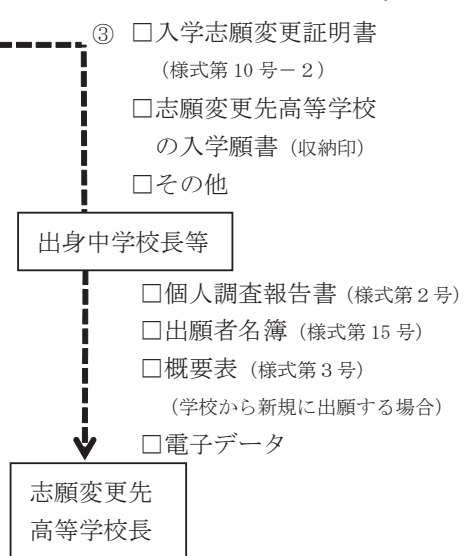
【出願先高等学校へ行う手続】

2月8日(火)～2月10日(木)17時までに行う。



【志願変更先高等学校へ行う手続】

2月14日(月)～2月15日(火)17時までに行う。



(注) ①の手続は持込みに限る。出願先高等学校長は即日交付及び返付をする(②)。

出身中学校長等から志願変更先高等学校の手続き(③)は郵送も可。

郵送の場合は、出身中学校長等から志願変更先高等学校長へ電話にて一報を入れる。

(郵送の場合は簡易書留速達とし、2月14日までの消印有効)

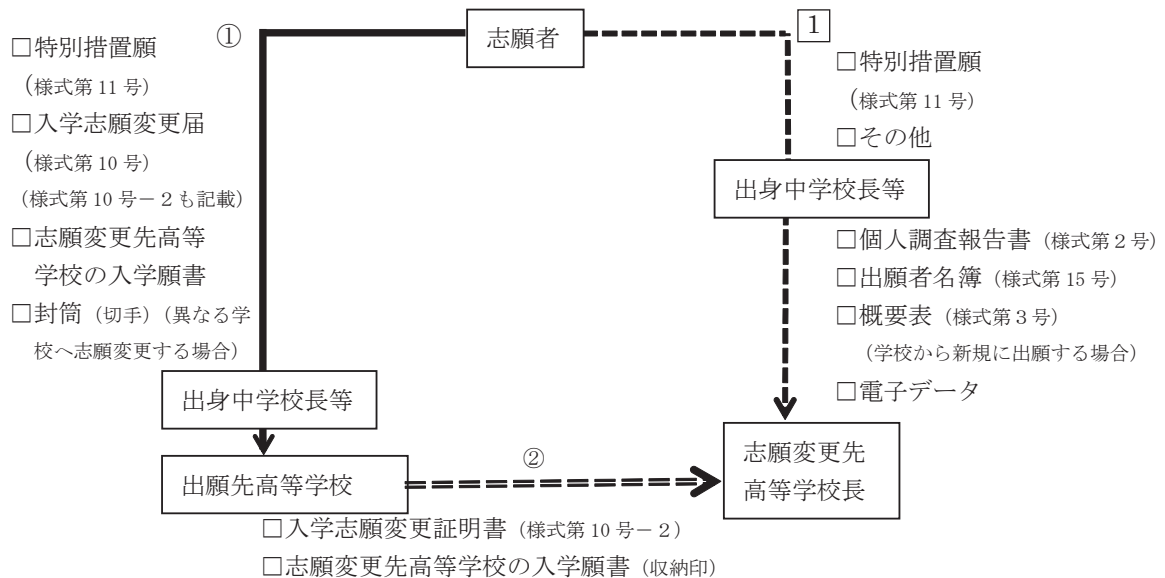
2 志願変更に係る特別措置による手続（25～27 ページ 5）

【出願先高等学校へ行う手続】

郵送（簡易書留速達）2月9日までの消印有効

【志願変更先高等学校へ行う手続】

郵送（簡易書留速達）2月9日までの消印有効



(注) ①及び①の手続は郵送（簡易書留速達）で行う。（2月9日までの消印有効）

出身中学校長等から出願先高等学校長及び志願変更先高等学校長へ電話にて一報を入れる。

②の手続は出願先高等学校により、郵送（簡易書留速達）で行う。（①により送付された封筒（切手）を用いる）

VIII 第2次募集入学者選抜（第2次募集）

1 第2次募集募集人員

令和4年度公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点で欠員が生じた全日制課程及び定時制課程の学校・学科において、各学校・学科の欠員数を第2次募集の募集人員とする。

ただし、Iの4の(1)の別表A（2ページ）に掲げる県立高等学校全日制課程普通科における地域外からの合格者については、それぞれの制限を超えないこととする。

第2次募集を行う学校、課程、学科及びその募集人員は、令和4年3月11日(金)10時に県教育委員会のホームページで公表する。

2 出願

(1) 出願資格

Iの2に定める応募資格のある者のうち、以下の(ア)又は(イ)に該当する者を除くものとする。

(ア) 令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜に合格した者

(イ) 令和4年度入学者選抜において、高等専門学校、県外の高等学校又は県内の私立高等学校等に合格し、入学手続をした者

ただし、令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜において出願した学校（志願変更をした場合には、志願変更後の学校）に再度出願することはできない。本校のみへ出願していた場合の分校への出願、分校のみへ出願していた場合の本校への出願、及び定時制課程のみに再出願する場合はその限りではない。

また、一般選抜学力検査の結果を選抜資料として利用する学校へ出願する場合には、一般選抜学力検査を受検していること。

(2) 出願期間

令和4年3月14日(月)から3月16日(水)12時までとする。

ただし、郵送による場合は、簡易書留速達に限る。

持込みの場合；3月14日(月)、3月15日(火)は9時から17時まで

3月16日(水)は9時から12時まで

郵送の場合；3月16日(水)12時以降に届いたものについては、3月14日(月)までの消印があるものに限り受け付ける

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、出願期間内に志願先の高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第1号－2により志願先の高等学校で作成された様式）

入学願書は、黒又は青のペンで記入する。また次の点に留意する。

①本校と分校を併願する場合、全日制課程と併設する定時制課程を併願する場合は次のように記入する。

・本校とその分校を併願する場合は、第2志望学科欄に、本校名又は分校名と学科名を記入する。

・全日制課程と併設する定時制課程を併願する場合は、第2・第3・第4志望学科欄に、課程と学科名を記入する。

②第2・第3・第4志望学科を出願しない場合は空欄とせず、それぞれ斜線を記す。

③一般選抜を受検した場合の「一般選抜受検校」の欄も①と同様の方法で記載する。また、受検していない場合は、空欄とせず、それぞれ斜線を記す。

④志願者の氏名にある文字と各種調査報告書の入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には、該当の文字を「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いない場合は空欄とせず、斜線を記す。

(イ) 写真 1 枚

たて 4 cm×よこ 3 cm (6 か月以内に撮影したもの) を願書右部の「受検票」部分にはりつける。

なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ロ) 一般選抜の際に交付された学力検査料納付済証明書 (一般選抜へ出願した者)

一般選抜へ出願した者は、その際に交付された学力検査料納付済証明書を入学願書裏面の所定欄にはりつける。

(推薦選抜、特別選抜、スポーツ特別選抜のいずれかに出願し、一般選抜に出願していない者は、出願した際に交付された学力検査料納付済証明書をはりつける。)

(エ) 入学検定料 800 円

島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし、令和 4 年度島根県公立高等学校入学者選抜における他の選抜に出願していない者は、受検料 2,200 円分の島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。松江市立皆美が丘女子高等学校については、松江市立皆美が丘女子高等学校の指示に従う。

(オ) 転居等に係る地域認定願 (様式第 6 号) の写し

(正当と認められる特別な理由があるとして松江市内からの出願としての扱いを受ける者で、転居等に係る地域認定願を提出した以外の松江市内の地域外制限の設定校・学科を志願する場合)

(カ) 地域内居住確認届 (様式第 7 号)

(保護者の居住地は地域外制限の設定校・学科の地域内であるが、特別な事情により、地域外の中学校等 (国立・私立を除く) から出願する場合)

(キ) 島根県公立高等学校入学志願承認願 (様式第 8 号)

(保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合。Ⅰの 5 を参照)

(ク) 調査票 (面接の資料として高等学校で作成している場合、当該高等学校で作成された様式)

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の期間中に志願先の高等学校長に提出する。

(ア) 個人調査報告書 (様式第 2 号)

(イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表 (様式第 3 号)

(ロ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿 (様式第 15 号) (第 2 次募集用)

(エ) 上記 (ア) 及び (ロ) の電子データ (暗号化され、CD-R に保存したもの)

県外中学校等から出願する際は、(エ) の電子データの提出は不要である。

(4) 県外居住者の出願

保護者が県外に居住し、下記のア、イに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願 (様

式第8号)に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して志願先の高等学校長に提出する。この手続を経て、当該高等学校長の承認を受けた場合に限り入学願書は受理される。

ア 保護者の転勤等による転住の場合

- (ア) 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料
(一般選抜に出願している者は写しでも可)
- (イ) 島根県内の居住地が分かる資料

イ 身元引受人により出願する場合

身元引受人を保護者と見なし、身元引受人の居住地に応じて、Ⅰの4及び5に従うものとする。

- (ア) 身元引受人の承諾証明書(様式自由)
- (イ) 受検者又は保護者と身元引受人との関係を示す、民生児童委員の証明(様式自由)
又は、その他それを証明する資料(様式自由)
- (ウ) 身元引受人の住民票

なお、県外居住者の出願についての提出書類及び期間等は、84ページの「Ⅷ 出願及び選抜に関する手続一覧表」に示すところによる。

(5) 自己申告書の提出について

- (ア) 入学志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書(様式第14号)を提出することができる。

自己申告書の本人の記入欄及び保護者の記入欄は、それぞれ直筆で記入する。

- (イ) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に志願先の高等学校長へ提出する。

なお、出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に志願先高等学校及び学科名、出身中学校等の学校名、本人氏名を記入する。

3 選抜のための検査(82ページの「別表2」を参照)

- (1) 実施期日 令和4年3月18日(金)
- (2) 実施場所 第2次募集を実施する各高等学校
- (3) 実施内容 実施当日の日程及び検査内容については、当該高等学校長が定める。
面接、作文、基礎学力をみるための検査等を行う場合がある。
- (4) その他 提出された資料等により、検査に代える場合がある。その場合には、志願者の招集は行わない。

4 選抜

選抜は、提出された資料と実施した検査結果等を総合的に判断し、当該高等学校長が行う。その際、一般選抜学力検査の結果を資料として利用することができる。

5 合格発表

令和4年3月23日(水)15時とする。当該高等学校長は出身中学校等の校長を通じて本人に連絡する。

6 出願後の辞退

何らかの事由で出願後に受検を辞退する場合は、出身中学校等の校長はすみやかに志願先の高等学校校長に受検辞退届（様式第13号）を提出すること。

ただし、複数の学科へ順位をつけて出願している場合、一部の学科のみを辞退することはできない。同一学校内の全日制課程と定時制課程を併願する場合、本校とその分校を併願する場合も同様とする。

7 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び入学検定料又は受検料は返還しない。
- (2) 合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第18号）の提出を求める。
- (3) 合格者が当該高等学校長の定める日時までに入学の意思表示をしない場合は、当該高等学校長は合格を取り消すことがある。
- (4) その他、特別に必要があるときは、当該高等学校長は県教育委員会又は松江市教育委員会と協議して決定する。

Ⅸ 島根県立高等学校通信制課程入学者選抜

1 通信制課程設置校

宍道高等学校，浜田高等学校

2 応募資格

次の要件の1つを満たし，(1)から(4)のいずれかに該当する者

県内に住所を有する者，勤務地が県内にある者，又は特別の事由により本県の通信教育を受けることが適当であると認められる者

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 令和4年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条第1号から第4号までの規定に該当する者
- (4) その他通信教育を実施する高等学校において，中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

なお，全日制・定時制課程において実施する，推薦選抜，スポーツ特別選抜，特別選抜，一般選抜及び第2次募集と併願することはできない。

ただし，上記のいずれの選抜においても合格とならなかった場合，通信制課程のみに出願することはできる。

3 入学定員

宍道高等学校 300名， 浜田高等学校 100名

4 出願期間

(前期) 令和4年3月1日(火)～3月25日(金)17時までとする。(必着)

ただし，土・日曜日，祝日は受け付けない。

(後期) 令和4年8月24日(水)～9月7日(水)17時までとする。(必着)

ただし，土・日曜日，祝日は受け付けない。

5 出願手続き

志願者は、次に掲げるものを、出願期間内に志願先の高等学校長に提出する。

- (1) 入学願書（志願先の高等学校で作成された様式）
- (2) 写真1枚
たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を指定場所にはりつける。
なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。白黒・カラー写真の別は問わない。
- (3) 入学検定料800円
島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。
- (4) 個人調査報告書（様式第2号）
ただし、卒業後5年以上を経過している者は出身中学校等の卒業証明書でよい。
- (5) 自己紹介書（志願先の高等学校で作成された様式）
- (6) 面接日時連絡用封筒（長形3号封筒に志願者の住所、氏名を記入し、送付に必要な切手をはりつけたもの）
- (7) 返信用封筒（角形2号封筒に志願者の住所、氏名を記入し、送付に必要な切手をはりつけたもの）
- (8) その他
 - (ア) 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格（科目合格を含む）している者で、志願先の高等学校で単位認定の申請をする場合は、「合格成績証明書」又は「科目合格証明書」を提出すること。
 - (イ) 職業資格付与のための試験や実践的技能・技術の能力の検定に合格した場合、その成果を対応する教科・科目の増加単位として認定できる場合がある。その資格・試験等については事前に問合わせて認められる資格・試験を確認した上で、その合格証明書を提出すること。
 - (ウ) いったん受理した入学願書、添付書類、入学検定料は返還しない。

6 選抜のための検査

提出された書類及び面接の結果を資料として、当該高等学校長が行う。

面接の日時及び場所については、当該高等学校長が指定する。

7 合格通知

当該高等学校長から本人及び出身中学校等の校長に通知する。

X 災害等発生時の措置について

1 災害発生時の対応

学力検査，面接，作文，実技検査等（以下「学力検査等」という。）の実施中に，地震が発生した場合及び全国瞬時警報システム（「Jアラート」）が発令された場合には，高等学校長（実施委員長）は，受検者等の安全を確保するため学力検査等を停止し，自校の危機管理マニュアルに従って対応する。

2 報告

学力検査等を中断・再開した場合，高等学校長（実施委員長）は島根県教育委員会（教育指導課）へ報告する。

3 全県的な対応が必要な場合の連絡体制

(1) 高等学校への連絡

教育指導課から全ての検査会場校へ校長あてメール及びFAXの一斉送信

(2) 中学校等への連絡

教育指導課 → 各市町村教育委員会へメール及びFAXの一斉送信 → 管内の各公立中学校へ
私立中学校及び島根大学教育学部附属義務教育学校へは教育指導課から連絡
県外の中学校へは受検先（志願先）高等学校から連絡

XI 面接実施要領

高等学校長は、次により面接を実施することができる。

1 面接の趣旨

各学校・学科に対する関心や志望の動機，就学意欲等を把握するために面接を実施する。

2 面接方法等

- (1) 各高等学校長は，面接の方式，時間等について県教育委員会又は松江市教育委員会と協議の上，実施方法等を定める。
- (2) 各高等学校長は，校長を委員長とした面接実行委員会を設置して，その委員の意見を聞かなければならない。
- (3) その他，必要な事項については，実施高等学校長が定める。

3 面接の評価の観点

- (1) 志望の動機
- (2) 高校生活への抱負
- (3) 将来の希望
- (4) その他，各高等学校が募集要項で定めること。

4 留意事項

- (1) 受検者が落ち着いて答えられるよう配慮する。
- (2) 面接委員は各面接会場において複数を配置する。
- (3) 面接委員は十分な意思統一を図り，面接が公平に行われるよう配慮する。
- (4) 受検者の適性や能力及び意欲などについて，長所を積極的に把握するよう配慮する。
- (5) 評価等については，複数の面接実行委員が客観的に評価を行うよう，各高等学校長がこれを定める。
- (6) 選抜においては，総合的な判定の資料とする。
- (7) 次の(ア)，(イ)については質問しない。
 - (ア) 家庭状況及び生活環境など，本人の適性や能力に関係のない事項
 - (イ) 思想，信条及び容姿に関する事項や，基本的人権を侵害する事項

XII 中学校等における出願手続

- 1 出身中学校等の校長は、志願者の出願手続を、84ページから87ページの「XVII 出願及び選抜に関する手続一覧表」に定めるところに従って処理する。

2 個人調査報告書（様式第2号）の作成

(1) 作成の手続

- (ア) 個人調査報告書は島根県教育委員会及び松江市教育委員会が作成し配布する「高校提出書類作成シート」（以下「作成シート」という。）を用いて作成する。ただし、過年度卒業生または出身中学校等が県外の場合は「作成シート」を用いず、島根県教育委員会教育指導課のホームページから様式をダウンロードして作成する。過年度卒業生については、ホームページにある様式（第2号－2）を用いて作成すること。また、それを印刷し、記載事項に誤りがないことを確認した後、記載者及び校長が押印したものを原本とする。
- (イ) 個人調査報告書を作成するに当たっては、公正を期するため、中学校生徒指導要録、義務教育学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録又は特別支援学校中学部生徒指導要録（以下「生徒指導要録」という。）をもとに、学校ごとに個人調査報告書作成審査委員会（以下「委員会」という。）を設けて慎重に審議する。
- (ウ) 委員会の委員は、原則として、校長、教頭、進路指導主事、学級担任及び必要な教員をもって組織する。
- (エ) 委員会で検討する重点事項は、学習の記録、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録、諸活動の記録及び所見、特記事項等である。
- (オ) 長期欠席などにより学習の記録欄、総合的な学習の時間の記録欄、特別活動の記録欄等について記入できない部分がある場合には斜線を引き、その理由を校長副申書（様式第17号）に記述し、添付する。
- (カ) 特別支援学級又は特別支援学校の生徒が受検する場合は、学習の記録、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、諸活動の記録及び所見等のそれぞれの記入可能な部分については記入する。教育課程編成上、記入が不可能な欄がある場合には斜線を引き、生徒指導要録の写しを添付する。

なお、3年次の記録について記入が不可能な欄がある場合には、その理由を校長副申書（様式第17号）に記述し、添付する。

(2) 「1 学習の記録」欄の評価

(ア) 評価のための資料

学習の成果を評価する場合については、多くの客観的な資料を基礎にして、公正で的確な評価を行う。

(イ) 各教科の観点別評価

各教科の観点別評価については、観点ごとに第3学年の第1学期と第2学期（2学期制をとる中学校等においては、前期と後期の12月末まで）を総合して評価する。その際、「十分満足できると判断されるもの」をA、「おおむね満足できると判断されるもの」をB、「努力を要すると判断されるもの」をCとし記入する。

(ウ) 評定の記入

個人調査報告書の学習の記録欄の評定は、各学年とも5段階とする。そのうち、第1学年と第2学年については生徒指導要録に記載した評定を転記し、第3学年については、第1学期と第2学期（2学期制をとる中学校等においては、前期と後期の12月末まで）の成績を総合して評定したものを記入する。

(3) 「2 総合的な学習の時間の記録」欄の評価

評価については、中学校第3学年の総合的な学習の時間に設定した課題や内容における学習状況及び生徒がどのような力を身につけたかを文章で記入する。

(4) 「3 特別活動の記録」及び「4 行動の記録」欄の評価

(ア) 評価は、学級の各教科担任及び生徒会活動等の指導関係者に、それぞれの項目について評価した資料の提出を求め、その資料と学級担任の判定をあわせて、学級担任が原案を作成する。

(イ) 作成された原案は、委員会において十分検討の上、決定する。

(ウ) 特別活動の記録欄の評価については、45ページに示す特別活動の評価の観点及びその趣旨を参照し、第3学年の特別活動における生徒の活動について、内容ごとに評価の観点及びその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合を○としAを記入する。それ以外はBを記入する。

(エ) 行動の記録欄の評価については、45ページに示す行動の記録の評価項目及びその趣旨を参照し、第3学年の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、その他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、各項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合を○としAを記入する。それ以外はBを記入する。

特別活動の評価の観点及びその趣旨

観 点	趣 旨
知識・技能	多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。 自己の生活の充実・向上や自己実現に必要な情報及び方法を理解している。よりよい生活を構築するための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。
思考・判断・表現	所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法を話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。
主体的に学習に取り組む態度	生活や社会、人間関係をよりよく構築するために、自主的に自己の役割や責任を果たし、多様な他者と協働して実践しようとしている。 主体的に人間としての生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとしている。

行動の記録の評価項目及びその趣旨

項 目	趣 旨
基本的な生活習慣	自他の安全に努め、礼儀正しく節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
健康・体力の向上	活力ある生活を送るための心身の健康の保持増進と体力の向上に努めている。
自主・自律	自分で考え、的確に判断し、自制心をもって自律的に行動するとともに、より高い目標の実現に向けて計画を立て根気強く努力する。
責任感	自分の役割を自覚して誠実にやり抜き、その結果に責任を負う。
創意工夫	探究的な態度をもち、進んで新しい考えや方法を見付け、自らの個性を生かした生活を工夫する。
思いやり・協力	だれに対しても思いやりと感謝の心をもち、自他を尊重し広い心で共に協力し、よりよく生きていこうとする。
生命尊重・自然愛護	自他の生命を尊重し、進んで自然を愛護する。
勤労・奉仕	勤労の尊さや意義を理解して望ましい職業観をもち、進んで仕事や奉仕活動をする。
公正・公平	正と不正を見極め、誘惑に負けることなく公正な態度がとれ、差別や偏見をもつことなく公平に行動する。
公共心・公德心	規則を尊重し、公德を大切にするとともに、我が国の伝統と文化を大切にし、国際的視野に立って公共のために役に立つことを進んで行う。

(5) 個人調査報告書の記入

個人調査報告書の記入に当たっては、46、47ページの記入要領を参照する。

個人調査報告書の記入要領

項 目	記 入 方 法
一 般 的 注 意 事 項	1 島根県教育委員会及び松江市教育委員会が作成し配布する「高校提出書類作成シート」を用いて作成する。 2 入力の際には外字や特殊文字（環境依存文字）は用いない。 ただし、該当する文字がない受検者の氏名については、代用する文字で入力し、入学願書にその旨記載する。 3 志望校欄には、志願先高等学校の学校名、課程及び学科名を記入する。 4 ※印欄（二重線の枠内）は、中学校等では記入しない。 5 併記してある事項は、該当事項を選択する。 6 記載事項がない場合や記載できない場合は、空欄としないで斜線とする。
1 学 習 の 記 録 欄	1 観点別評価は、それぞれの観点ごとに、該当する記号（A、B、C）を記入する。 2 教科の評定は、各学年とも5段階とする。 第3学年については、第1学期と第2学期（2学期制をとる中学校等においては、前期と後期の12月末まで）の成績を総合して評定したものを記入する。過年度の卒業生については、生徒指導要録に記載してある評定をそのまま転記する。 3 合計欄には、学年ごとの各教科の評定の計及びその3か年の総計を記入する。 ただし、一部教科の評定がない場合、あるいは県外の中学校等を卒業見込み（卒業）の者又は中途において県外から転入した者で5段階以外の評定による場合には、その学年の合計及び3か年の総計は、（ ）で囲み記入する。
2 時 間 の 記 録 欄	総合的な学習の時間 中学校第3学年の総合的な学習の時間に設定した課題や内容における学習状況及び生徒がどのような力を身につけたかを文章で記入する。
4 3 行 動 の 記 録 欄	特別活動の記録欄及び行動の記録欄は、Ⅻの2の(4)による○の評価をA、それ以外をBに読み替えて、A、Bの記号で記入する。 過年度の卒業生についても、これに準ずる。

項 目	記 入 方 法
5 及び 諸活動の記録 所見欄	第1学年から第3学年について、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、その他の活動等、学校生活全体にわたって認められる生徒の長所を積極的に取り上げ、具体的事実及び所見を文章で記入する。
6 欠席の記録欄	1 欠席日数は必ず記入する。卒業見込みの場合、第3学年については第2学期末（2学期制をとる中学校等においては、前期と後期の12月末）までの集計を記入する。 2 年間10日以上欠席がある場合は備考欄に欠席の理由を具体的に記入する。
7 特記事項欄	1 健康について特記すべき事項がある場合には記入する。 2 次の事項のうち、該当するものがある場合は具体的事実について箇条書きで記入する。 ・転入学（時期、学年） ・休学（時期、事由等） ・病気、転校、災害等が学習に及ぼした影響 ・特に顕著な変化があった場合は、その理由 ・卒業後の動静（過年度の卒業生のみ） ・学習の記録欄の評価が相対評価である場合

3 電子データの提出について

個人調査報告書（様式第2号）及び公立高等学校入学者選抜出願者名簿（様式第15号）は、原本に加えてその内容を電子データで提出するものとする。島根県教育委員会及び松江市教育委員会が作成し配布する「作成シート」を用いて作成し、暗号化されたデータをCD-Rに保存して提出する。

ただし、過年度卒業生または出身中学校等が県外の場合は「作成シート」を用いず、島根県教育委員会教育指導課のホームページから様式をダウンロードして作成し、CD-Rの提出は求めない。

4 その他

- (1) 入学者選抜に係る通知等の文書を郵送により送付・提出する場合は、原則として簡易書留とする。
また、封筒の表に「入学者選抜関係書類在中」と朱書する。
- (2) 自然災害等により必要書類が整わない場合は、出身中学校等の校長は志願先の高等学校長に連絡し、当該高等学校長は、県立高等学校にあつては県教育委員会と、松江市立皆美が丘女子高等学校にあつては松江市教育委員会と協議するものとする。

XIII 高等学校の事務手続

高等学校長は、選抜に係る事務を84ページから87ページの一覧表に定めるところに従って処理する。なお、以下の点に留意すること。

- (1) 入学者選抜に係る通知・文書等を郵送により送付・提出する場合は、原則として簡易書留とする。また、封筒の表に「入学者選抜関係書類等在中」と朱書する。
- (2) 合格内定者、合格者及び志願変更希望者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第18号）の提出を求める。なお、事務手続については簡素化を図ること。

XIV 出願及び選抜に関する手続一覧表（84ページから87ページ参照）

XV 口頭による開示請求

受検者は、次のとおり口頭による開示請求を行うことができる。

1 口頭による開示請求を行うことができる個人情報

令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査における教科別得点及び合計得点

2 口頭による開示請求を行うことができる者

受検者本人のみ。法定代理人は認めない。

3 口頭による開示請求を行うことができる期間

原則として4月中の土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く期間とし、令和4年度は以下のとおりとする。

令和4年4月1日(金)から4月28日(木)までとする。

4 開示を行う時間

原則として、9時から17時までとする。

5 開示請求できる場所

一般選抜における、出願先の公立高等学校とする。

6 本人の確認

受検票の提示を必要とする。

受検票の紛失により提示ができない場合は、高等学校長の判断により、次の(1)及び(2)を提示することで、口頭による開示請求を行い開示を受けることができるものとする。

(1) 生徒証（写真により本人確認が可能なもの）

(2) 合格通知書（本人氏名と受検番号が明示されているもの）

7 開示の方法

本人であることを確認した上で、学力検査得点票（様式第23号）により直ちに開示する。

開示は閲覧のみで、写しは交付しないが、受検者本人がメモを取ることは問題ない。

8 開示の事務取扱

「個人情報の開示請求の特例に関する事務取扱要領」による。

XVII 様式各号

※各様式は次のホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/senbatsu/senbatsu_info/index.html

- ◆第1号【入学願書】(本人→中学校→高等学校)
- ◆第1号－2【入学願書(第2次募集用)】(本人→中学校→高等学校)
- ◆第2号【個人調査報告書】(中学校→高等学校) ※過年度卒業生の場合は第2号－2を使用する
- ◆第3号【学習成績・特別活動の記録等概要表】(中学校→高等学校)
- ◆第4号【合格内定状況一覧表】(高等学校→中学校)
- ◆第5号【合格内定通知書】(高等学校→中学校→本人)
- ◆第6号【転居等に係る地域認定願】
(本人→中学校→居住予定地の地域内にある全日制課程普通科を設置する県立高等学校)
- ◆第7号【地域内居住確認届】(本人→中学校→高等学校)
- ◆第8号【島根県公立高等学校入学志願承認願】(本人〔県外〕→中学校→高等学校)
- ◆第9号【海外在住状況説明書】(本人→中学校→高等学校)
- ◆第10号【入学志願変更届】(本人→中学校→出願先高等学校)
- ◆第10号－2【入学志願変更証明書】(出願先高等学校→中学校→本人→中学校→志願変更先高等学校)
- ◆第11号【志願変更に係る特別措置願】(本人→中学校→出願先高等学校・志願変更先高等学校)
- ◆第12号【公立高等学校特別入学志願許可願(許可書)】
(本人→中学校→県教委・松江市教委→中学校→本人)
- ◆第13号【公立高等学校入学者選抜(受検・志願)辞退届】(中学校→高等学校)
- ◆第14号【自己申告書】(本人→中学校→高等学校)
- ◆第15号【公立高等学校入学者選拔出願者名簿】(中学校→高等学校)
- ◆第16号【公立高等学校入学者選抜学力検査受検者名簿】(高等学校→中学校)
- ◆第17号【校長副申書】(中学校→高等学校)
- ◆第18号【委任状】(中学校→高等学校)
- ◆第19号【公立高等学校 入学志願者・合格者 状況報告書】(高等学校→教育指導課)
- ◆第20号【公立高等学校合格者名原簿】(高等学校→教育指導課)
- ◆第21号【公立高等学校入学者選抜原簿(Ⅰ, Ⅱ)】(高等学校→教育指導課(各1部))
- ◆第22号【公立高等学校入学者選抜学力検査得点状況調査票】(高等学校→教育指導課)
- ◆第23号【学力検査得点票】(簡易開示用)
- ◆第24号【島根県公立高等学校入学者選抜における特別措置願】(中学校→県教委・松江市教委)
- ◆第25号【学力検査「追検査」受検願】(中学校→高等学校)
- ◆第26号【学力検査「追検査」受検者名簿】(中学校→高等学校)

注：様式各号の「中学校」とは「出身中学校等」のことを示す。

(様式第1号表面) ○ ← 72mm → ○

↑

(島根県収入証紙をはりつけるところ)

↓

50mm

令和4年度		入 学 願 書			※		受付番号		地域	
		高等学校名	島根県立	高等学校	第2志望	第3志望	第4志望			
志望校		高等学校	科	科	科		科		内・外	
志願者		ふりがな		氏名		生		年月日		
						平成		年月日		生
		入力用文字								
現住所										
在学又は出身中学校等名				平成		令和		卒業		卒業見込
氏名										
保護者										
				令和		年月日		志願者氏名		
								保護者氏名		Ⓜ
		島根県立		高等学校長		様				

私は出願資格を満たしており、貴校に入学したいので、受検料を添え、保護者と連名で出願します。

受 検 票

受 検 者 名	
在 学 又 は 出 身 中 学 校 等 名	
※ 検 査 場 名	
※ 受 検 番 号	
志 願 先 高 等 学 校 名	

契 印

受検者顔写真
(4×3cm)
無帽・無背景・正面
6か月以内に撮影した
ものに限り、出身中学校等
裏面に出身中学校等
名・氏名を記入のこと

(この受検票は、受検中、必ず所持しなければならない。)

学力検査料納付済証明書

在 学 又 は 出 身 中 学 校 等 名			年	月	日	生
志願者氏名	様	生	年	月	日	平 成
現住所						

学力検査料1,400円は納付済みであることを証明します。

25mm

収 納 印

25mm

島根県立

高等学校長

印

140 mm

(注) 学力検査料納付済証明書は、推薦選抜等へ出願した者が、一般選抜に出願する場合
又は一般選抜に出願した者が、第2次募集に出願する場合に必要なもので、
大切に保管しておくこと。この証明書は原則として再交付しない。

○入学願書記入上の注意

- 1 黒又は青のペンで記入すること。
- 2 志願者の氏名にある文字と入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には、該当の文字を「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いていない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。
- 3 現住所の欄は、都道府県名から記入すること。
- 4 ※印は押印・記入しない。ただし、検査場について特別措置を願う者は、受検票の検査場名を朱書する。
- 5 併記してある事項は、該当文字を○で囲む。
- 6 願書は折らないこと。
- 7 出願時には入学願書と受検票、学力検査料納付済証明書を切り離さないこと。
- 8 受検時には、受検票と学力検査料納付済証明書を切り離し受検票を持参する。
- 9 写真は裏面にのり又は両面テープ等をはり、はがれないように注意する。

○学力検査又は推薦選抜等の
時程<例>

時間	月 日	3月3日(木)
8:30～ 8:50	受	付
8:50～ 9:15	諸注意・入場	
9:20～10:10	国 語	
10:30～11:20	数 学	
11:40～12:30	社 会	
星 食		
13:20～14:10	英 語	
14:30～15:20	理 科	

- 8 受検時には、受検票と学力検査料納付済証明書を切り離し受検票を持参する。
- 9 写真は裏面にのり又は両面テープ等をはり、はがれないように注意する。

○

○

○ 島根県収入証紙のほうり方について

- 1 志願者は、受検料2,200円分の収入証紙をはる。
- 2 収入証紙の枚数が多く、表面だけにはれない場合は裏面にはってよい。

80mm

140mm

推薦選抜等へ出願した者が、一般選抜に出願する際は、この欄に推薦選抜等受検校から交付された学力検査料納付済証明書をはりつけること。

(各高等学校で必要事項を印刷する)

○

←

72mm

→

○

↑

50mm

↓

(島根県収入証紙をはりつけるところ)

令和4年度		入学願書 (第2次募集用)				※	
		島根県立		高等学校		受付番号	
		高等学校名	第1志望	第2志望	第3志望	第4志望	地域
志望校		高等学校	科	科	科	科	内・外
一般選抜受検校		高等学校	科	科	科	科	科
志願者		ふりがな		生		年 月 日	
		氏 名		平成		年 月 日 生	
		入力用文字					
現住所							
在学又は出身中学校等名						平成 令和 卒業 卒業見込	
氏 名							
現住所							
私は出願資格を満たしており、貴校に入学したいので、受検料を添え、保護者と連名で出願します。							
保護者		令和 年 月 日		志願者氏名		保護者氏名	
						Ⓜ	
		島根県立		高等学校長		様	

受検票 (第2次募集用)

受 検 者 名	
在 学 又 は 出身中学校等名	
※ 検 査 場 名	
※ 受 検 番 号	
志 願 先 高等学校名	

(この受検票は、受検中、必ず所持しなければならない。)

(以下余白)

契 印

受検者顔写真
(4×3cm)
無帽・無背景・正面
6か月以内に撮影した
ものに限り
裏面に出身中学校等
名・氏名を記入のこと

○入学願書記入上の注意

- 1 黒又は青のペンで記入すること。
- 2 志願者の氏名にある文字と入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には、該当の文字を「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いていない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。
- 3 現住所の欄は、都道府県名から記入すること。
- 4 ※印は押印・記入しない。
- 5 併記してある事項は、該当文字を○で囲む。
- 6 願書は折らないこと。
- 7 出願時には、受検票を切り離さないこと。
- 8 写真裏面には、受検票を切り離さないこと。

○面接などの時程＜例＞

時間	月日	3月18日(金)
8:30～8:50	受	付
8:50～9:15	諸注意・入場	
9:20～10:10	作	文
10:30～	面	接

(各高等学校で必要事項を印刷する)

○島根県収入証紙のほり方について

- 1 志願者は、入学検定料800円分の収入証紙をはる。
- 2 ただし、島根県公立高等学校入学者選抜における他の選抜に出願していない者は、受検料2,200円分の収入証紙をはる。
- 3 収入証紙の枚数が多く、表面だけには足りない場合は裏面にはってもよい。

←

80mm

→

←

140mm

→

一般選抜等へ出願した者が、第2次募集に出願する際には、この欄に一般選抜等受検校から交付された学力検査料納付済証明書をはりつけること。

(各高等学校で必要事項を印刷する)

秘 個人調査報告書

				志望校				※ 整理番号			
				課程		高等学校					
				制		分 校					
						科					
ふりがな				性別		生年月日					
氏 名						平成 年 月 日 生					
				卒業(見込)		平成 年 月 卒業 令和 卒業見込					
1 学習の記録						3 特別活動の記録					
教科	観点別評価			評定			内容	学級活動	生徒会活動	学校行事	※(b)
	観点	3年	1年	2年	3年	※	評価				
国語	知識・技能						4 行動の記録				
	思考・判断・表現						基本的な生活習慣	健康・体力の向上	自主・自律	責任感	
	主体的に学習に取り組む態度										
社会	知識・技能						創意工夫	思いやり・協力	生命尊重・自然愛護	勤労・奉仕	
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
数学	知識・技能						公正・公平	公共心・公德心			
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
理科	知識・技能						5 諸活動の記録及び所見				
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
音楽	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
美術	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
保健体育	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
技術・家庭	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
外国語	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
各学年の合計						※(a)	6 欠席の記録				
1～3年の総計							学年	欠席日数	備 考		
							1年				
							2年				
							3年				
2 総合的な学習の時間の記録						7 特記事項					
評価 (第3学年)											

この報告書の記載に相違ないことを証明する 令和 年 月 日

中学校名

校長氏名

印

記載者

印

(注1) 作成にあたっては実施要綱のp43～47を参照すること。※印は記入しない。

(注2) 過年度卒業生については、教育指導課ホームページ掲載の、様式第2号-2を用いて作成すること。

令和3年度 学習成績・特別活動の記録等概要表

中学校名

校長氏名



1 学習成績概要表（第3学年）

	5	4	3	2	1	計
国語						
社会						
数学						
理科						
音楽						
美術						
保健体育						
技術・家庭						
外国語						
計						

2 総合的な学習の時間（第3学年）

学習活動	
観 点	

3 特別活動の記録概要表（第3学年）

	A	B	計
①学級活動			
②生徒会活動			
③学校行事			
計			

4 備考

--

(注) ・過年度卒業生については、この表の作成及び提出は不要である。

・1及び3については、当該年度に評定を出した全員について評定別の人数を記入する。

・2については、各学校が定める第3学年での学習活動及び評価の観点についてそれぞれ記入する。

・記入できない箇所がある場合は斜線を引き、備考欄にその理由を記すこと。

・複製する場合は、A4判とする。

整理番号

枚中

合格内定状況一覧表

令和 年 月 日

校長 様

高等学校長 印

貴校から { 推 薦
特 別
スポーツ特別 } 選抜に出願いただきました志願者について、下記の
とおり決定しましたので通知します。

記

受検番号	志望学科	選抜結果	備 考

- (注) 1 推薦選抜，特別選抜，スポーツ特別選抜それぞれ別に作成すること。
2 選抜結果欄には「合格内定」「不合格」のいずれかを記入すること。
3 合格が内定した志願者については，当該高等学校長から出身中学校等の校長を通じて合格内定通知書（様式第5号）により通知する。
4 複製する場合は，A4判とする。

合 格 内 定 通 知 書

令和 年 月 日

受 検 番 号

中 学 校 名

受検者氏名 様

高等学校長 印

あなたは、令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜において、選考の結果、
本校 科に合格を内定したので通知します。

なお、合格発表は、令和4年3月11日（金）に行います。

※ 複製する場合は、A4判とする。

令和 4 年度 転居等に係る地域認定願

令和 年 月 日

高等学校長 様

本 人 氏 名

平成 年 月 日生

保 護 者 氏 名



(本人との続柄)

私は、下記のとおり、貴高等学校の地域内に保護者とともに居住を予定していますので、地域内として認定いただきますようお願いいたします。

記

- 1 出身中学校
- 2 保護者現住所
- 3 居住予定地
- 4 特別な理由（具体的詳細に記入する。）

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

中学校名
校長氏名



(注) 保護者が地域外に居住する者で、地域内扱いを希望する者は、必要事項を記入した後、実施要綱 2 ページ<別表 A>のうち居住予定地の地域内の出願予定の高等学校長に提出する。

なお、理由を証明する資料として、下記のいずれかの書類を添付すること。

- 1 保護者が既に地域内に居住している場合は、保護者の住民票。
- 2 保護者の転勤又は転住の場合は、保護者の所属長の証明書又は理由を証明するに足る資料に加え、居住地が分かる資料。
- 3 複製する場合は、A 4 判とする。

令和4年度 地域内居住確認届

令和 年 月 日

高等学校長 様

本人氏名

平成 年 月 日生

保護者氏名

印

(本人との続柄)

私は、下記のとおり出願しますが、保護者とともに貴高等学校の地域内に居住していますので届けます。

記

1 出身中学校

2 保護者現住所

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

中学校名
校長氏名

印

(注) 保護者の居住地は地域内であるが、特別な理由により、保護者の居住地がある地域外の中学校(国立・私立を除く)を卒業(又は卒業見込み)の者で、地域内の高等学校を志願する者は、必要事項を記入した後、この届を志願先高等学校に提出する。
複製する場合は、A4判とする。

令和4年度 島根県公立高等学校入学志願承認願

令和 年 月 日

立 高等学校長 様

本 人 氏 名

平成 年 月 日生

保 護 者 氏 名

㊞

(本人との続柄)

私は、下記のとおり、島根県公立高等学校入学者選抜の（推薦選抜・スポーツ特別選抜・一般選抜・第2次募集）に志願したいので承認いただきますようお願いいたします。

記

- 1 志望校・課程・学科
- 2 出 身 中 学 校
- 3 保 護 者 現 住 所
- 4 居 住 予 定 地
- 5 特別な理由（具体的詳細に記入する。）

上記のとおり相違ないこと及び、島根県外の公立高等学校に出願していないことを証明する。

令和 年 月 日

中学校名
校長氏名

㊞

(注1) 志願の承認を願う選抜の種類（推薦選抜・スポーツ特別選抜・一般選抜・第2次募集）のいずれかを○で囲む。

(注2) この承認願とともに理由を証明する資料として、下記のいずれかの書類を添付して志願先高等学校に提出する。

- 1 保護者が既に島根県内に居住している場合は、保護者の住民票。
- 2 保護者が県外に居住する場合は、推薦選抜においては14ページの「(4)県外居住者の出願」、一般選抜においては22ページの「(5)県外居住者の出願」、第2次募集においては36ページの「(4)県外居住者の出願」を参照すること。
- 3 複製する場合は、A4判とする。

海外在住状況説明書

令和 年 月 日

高等学校長 様

本人氏名

平成 年 月 日生

保護者氏名 印

(本人との続柄)

海外在住状況は、次のとおりです。

(注) 帰国生徒は下の1～6全てに、外国人生徒は下の1, 3, 5, 6に記載すること

- 1 海外在住地名
- 2 出国年月
- 3 帰国又は入国年月
- 4 在外期間
- 5 居住予定地
- 6 出国前・海外在住中・帰国後の教育歴

学 校 名	所在地（国名）・都市名	期 間
備 考		

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

中学校名
校長氏名

印

(中学校長意見)

(注) 1 国内に出身中学校等がない場合は、出身中学校等の校長の証明又は記載内容を証明する他の資料を添付する。
2 学力検査の検査教科の一部を減じること等を希望する場合にはその理由を備考欄に記入する。
3 保護者が既に島根県内に居住している場合は、保護者の住民票を添付する。
4 保護者の転勤等による転住の場合は、保護者の所属長の証明書又は理由を証明するに足る資料に加え、島根県内の居住地が分かる資料を添付する。
5 保護者が県内に居住していない場合は、備考欄に理由を記入し、身元引受人の承諾証明書（様式自由）及び志願者と身元引受人との関係を示す民生児童委員の証明又はその他それを証明する資料（様式自由）、身元引受人の住民票を添付する。
6 備考欄は、特に参考となることがあれば記入する。
7 複製する場合は、A4判とする。

入学志願変更証明書

志願變更先 { 島根県立
松江市立

高等学校

科

印

– 63 –

志 願 変 更 に 係 る 特 別 措 置 願

令和 年 月 日

<出願先高等学校>

{ 島根県立 高等学校長 様
 松江市立

<志願変更先高等学校>

{ 島根県立 高等学校長 様
 松江市立

中学校名 _____

受検者氏名 _____

保護者氏名 _____ (印)

下記のとおり志願先を変更します。志願変更に係る特別措置を希望しますのでお願いします。

記

出 願 先	{ 島根県立 松江市立	高等学校	科
-------	----------------	------	---



志願変更先	{ 島根県立 松江市立	高等学校	科
-------	----------------	------	---

中学校長印

- (注) 1 志願変更に係る特別措置を希望する者は、この特別措置願を出願先高等学校長あて、志願変更先高等学校長あて連名で2部作成し、出身中学校等の校長を経由してそれぞれ1部ずつ提出すること。
- 2 併記してあるところは、○で囲むこと。
- 3 書類送付用封筒には送付先(志願変更先高等学校長)をあらかじめ記入し、書留速達で送付するのに必要な切手をはっておくこと。ただし、送り主は記載しないこと。
- 4 書類送付用封筒に「入学者選抜関係書類等在中(志願変更に係る特別措置)」と朱書すること。
- 5 同一学校内の他の課程、学科に志願変更する場合には、書類送付用封筒は不要である。
- 6 出願先あるいは志願変更先の高等学校がぐくり募集を実施する場合は、当該学校の学科欄は記入せず「科」の文字に二重線を引くこと。

令和4年度 公立高等学校特別入学志願許可書

公立高等学校への特別入学志願許可願

令和 年 月 日

〔島根県教育委員会 様
松江市教育委員会 様〕

本人氏名

平成 年 月 日生

保護者氏名

⑨

(本人との続柄)

私は、下記のとおり、島根県の公立高等学校に志願したいので許可いただきますようお願いします。

記

- 1 志望校・学科
- 2 出身中学校
- 3 保護者現住所
- 4 居住予定地
- 5 特別な理由（具体的詳細に記入する。）

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

中学校名
校長氏名

印

島根県公立高等学校への出願を許可する。

令和 年 月 日

(島根県 ・ 松江市) 教育委員会教育長 印

(注) 出願期間を過ぎて、県外志願者の保護者の転勤等による転住によって出願する場合、又は県内志願者の保護者の転勤等による転住によりⅠの4の(1)の別表A(2ページ)に定める地域の変更による志願変更が生じた場合は、この許可書に理由を証明する資料として、下記のいずれかの書類を添付して島根県教育委員会(教育指導課)又は、松江市教育委員会(学校教育課)に提出して、証明を受け、その後、志願先高等学校に当該高等学校の願書とともに提出すること。

- 1 保護者が既に島根県内に居住している場合は、保護者の住民票。
- 2 保護者の転勤等による転住の場合は、保護者の所属長の証明書又は理由を証明するに足る資料に加え、島根県内の居住地が分かる資料。
- 3 複製する場合は、A4判とする。

公立高等学校入学者選抜（受検・志願）辞退届

令和 年 月 日

高等学校長 様

中学校名
校長氏名



貴校に出願している下記の生徒は、（ 受検 ・ 志願 ）を辞退しますので、よろしく
お取り計らい願います。

記

受検番号	課程・学科	氏 名	事 由

- (注) 1 受検を辞退、又は、志願を辞退する場合に提出すること。なお、併記してあるところは○で囲むこと。
2 受検票の交付前である場合は、受検番号に斜線を記入すること。
3 事由の欄には、「病気のため」、「松江高専合格のため」、「県内私立高校合格のため」のように記入すること。
その他の事由については、さらに具体的に記入すること。
4 複製する場合は、A4判とする。

自己申告書

令和 年 月 日

_____ 高等学校長 様

出身中学校等の校名 _____

本人氏名 _____

平成_____年____月____日生

保護者氏名 _____ 印

(本人との続柄 _____)

私は、貴校_____課程_____科への志願に当たり、次のとおり申告します。

本人の記入欄

- ・ 自己申告書を提出する理由
 - 1 欠席日数が多い
 - 2 過年度卒業である
- ・ 学校・学科等志願の動機・理由，高校生活への抱負，将来の希望等

保護者記入欄

- (注) 1 自己申告書は、いずれかの学年で欠席が30日以上ある場合やすでに中学校等を卒業している場合、希望する人が提出できる。
- 2 「自己申告書を提出する理由」については、該当番号を○で囲むこと。
- 3 この申告書は、他の提出書類とともに、中学校等へ提出すること。なお、提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に志願先高等学校，学科名，中学校等の校名及び本人氏名を記入すること。
- 4 保護者記入欄には、志願先高等学校に理解してほしいことがらなどがあれば記入する。
- 5 黒又は青のペン書きで直筆すること。
- 6 ※欄は、記入しないこと。
- 7 用紙の大きさはA4判とする。

志望高等学校名

(推薦・特別・スポーツ特別・一般・志願変更・第2次募集)

[illegible]

上記のとおり貴校に出願します。

中学校名

校長氏名

5

- (注) 1 第1志望の課程・学科別にまとめて記入する。
 2 各選抜ごとに作成し、該当する選抜に出願する者のみ記入すること。
 3 ※印欄は、中学校等では記入しない。
- 4 特記事項欄には、次に示す特記事項に該当するものを全て記入する。
 第2志望学科が該当する場合にも同様に記入すること。
- 5 印刷する際はA4横判とする。
 6 記載事項がない場合は、空欄としないで斜線とする。

令和4年度公立高等学校入学者選抜学力検査受検者名簿

中学校名	
------	--

[illegible]

上記のとおり受検番号及び学力検査場を決定する。

(高等学校名) (校長名)

5

(以下は検査場特措の場合に限り学力検査場の高等学校で記入する)

(学力検査場高等学校名) (同校長名)

5

- (注) 1 第1志望の課程・学科別にまとめて記入する。
2 特記事項欄には、次に示す特記事項に該当するものを全て記入する。
第2志望学科が該当する場合にも同様に記入すること。
過年度卒、検査場特措、地域外、その他特記事項があればその旨を記入すること。
3 記載事項がない場合は、空欄としないで斜線とする。

※受検番号

校長副申書

令和 年 月 日

高等学校長 様

中 学 校 名

校 長 氏 名 印

記載者氏 名 印

次の者は，個人調査報告書の「学習の記録」，「総合的な学習の時間の記録」及び「特別活動の記録」等の記入ができませんので，このことについて次のとおり申告します。

志 願 者 氏 名

志望課程

課程

志望学科 第1志望

科

第2志望

科

第3志望

科

第4志望

科

・ 記入ができない記録

・ 記入ができない理由

(注) 1 ※欄は，記入しないこと。
2 用紙の大きさは，A4判とする。

委任状

令和 年 月 日

高等学校長 様

中学校名

校長氏名

印

令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜に係る通知・文書等の受領については、下記の者に委任します。

記

所 属 名	職 名	氏 名

○受領日 令和4年 月 日

- (注) 1 委任を受ける者は原則として当該中学校等の教員とし、他の者を派遣する場合は、事前に派遣先の高等学校長と協議し、その許可を得ること。
- 2 複数名を派遣する場合は、全員を記入する。
- 3 用紙の大きさは、A4判とする。

令和4年度公立高等学校 入学志願者・合格者 状況報告書

() 課程

学 校 名

校 長 氏 名

印

取 扱 者 氏 名

印

(提出期日) 3月25日(金)まで

学科	区 分	入 学 定 員		第 1 志 望					第2・第3・第4 志 望					
				県 内		県 外		合 計	県 内		県 外		合 計	
				合 計	地 域 外	合 計	地 域 外 扱		身 元 引 受 人	合 計	地 域 外	合 計		地 域 外 扱
	一般 選抜等		志願者											
			合格者											
	第2次 募集		志願者											
			合格者											
	一般 選抜等		志願者											
			合格者											
	第2次 募集		志願者											
			合格者											
	一般 選抜等		志願者											
			合格者											
	第2次 募集		志願者											
			合格者											
	一般 選抜等		志願者											
			合格者											
	第2次 募集		志願者											
			合格者											
	一般 選抜等		志願者											
			合格者											
	第2次 募集		志願者											
			合格者											
合 計	一般 選抜等		志願者											
			合格者											
	第2次 募集		志願者											
			合格者											

- (注) 1 一般選抜等の欄には推薦選抜等の合格者数を含めること。
2 地域外等が該当しない場合は、該当欄に斜線を記入すること。
3 第2次募集を実施しなかった場合は、該当欄に斜線を記入すること。
4 保護者が海外に居住する場合は、県外として扱う。
5 複製する場合は、A4判とする。

令和4年度公立高等学校合格者名原簿

[illegible]

- (注) 1 本校・分校別にA4判で作成し、それぞれに表紙をつけること。
2 課程・学科別とし、1枚に50名記入できるように作成すること。
3 学科別の合格者の計をそれぞれの末尾に記入すること。
4 出身中学校名は、松江四のように略記すること。

[illegible]

(注) 1 表紙及び裏表紙をつけて綴じ、表紙に学校名と枚数を明記する。

2 「個人調査報告書:学力検査」欄の(:)の中に比率を記入する。

3 印刷する場合は、A4横判とする。

令和4年度公立高等学校入学者選抜学力検査得点状況調査票

学科名

学 校 名

校 長 氏 名

取扱者氏名

1 補助の事項

教 科	人 数		総 得 点		最 高 点		最 低 点		平 均 点	
	全受検者数	合格者数	全受検者	合格者	全受検者	合格者	全受検者	合格者	全受検者	合格者
国 語										
社 会										
数 学										
理 科										
英 語										
全教科										

2 教科別得点分布

国 語		社 会		数 学		理 科		英 語	
得 点	人 数	得 点	人 数	得 点	人 数	得 点	人 数	得 点	人 数
50		50		50		50		50	
45		45		45		45		45	
40		40		40		40		40	
35		35		35		35		35	
30		30		30		30		30	
25		25		25		25		25	
20		20		20		20		20	
15		15		15		15		15	
10		10		10		10		10	
5		5		5		5		5	
0		0		0		0		0	
合 計		合 計		合 計		合 計		合 計	

全 教 科	
得 点	人 数
250	
240	
230	
220	
210	
200	
190	
180	
170	
160	
150	
140	
130	
120	
110	
100	
90	
80	
70	
60	
50	
40	
30	
20	
10	
0	
合 計	

(注)全学科総合のものと各学科別のものを作成する。
平均点は、小数第2位を四捨五入し小数第1位まで記入する。
印刷する場合は、A4判とする。

令和4年度 学力検査得点票

高等学校

受検番号

氏 名

出身中学

学力検査結果

国語	社会	数学	理科	英語	合計

文 書 番 号
令和 年 月 日

〔島根県教育委員会教育長〕 様
〔松江市教育委員会教育長〕 様

中学校名
校長氏名



令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜における
特別措置願

このことについて、下記のとおり特別措置を申請します。

記

1 特別措置を希望する生徒 ふりがな 氏 名

生年月日 平成 年 月 日

現住所

2 在籍又は出身中学校名・住所

3 入学志願先高等学校

高等学校 科

4 特別事情（事情の詳細及び希望する特別措置を具体的に記載）

注：医師の診断書等を添付すること

令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜
学力検査「追検査」受検願

令和4年 月 日

島根県教育委員会 様

志願者 ふりがな
氏 名

生年月日 平成 年 月 日

現住所

在籍又は出身中学校名

一般選抜受検番号

入学志願先高等学校

志望校

高等学校

科

志願者の保護者氏名



私は、下記の理由により令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査を受検できなかったので、学力検査「追検査」の受検を認めていただきますようお願いいたします。

記

学力検査が受検できなかった理由

上記の理由に相違ないことを証明します。

令和4年 月 日

中学校名

校長氏名



注：医師の診断書等を添付すること

令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜
学力検査「追検査」受検者名簿

中学校名
校長氏名



※学力検査場	受検番号	氏 名	性別	備 考

上記のとおり学力検査場を決定する。

令和4年 月 日

※

高等学校長



(記入上の注意)

- 1 ※欄は、高等学校において記入する。
- 2 受検番号は一般入学者選抜検査（本検査）時に交付された受検票の受検番号を記入する。

(別記)

島根県公立高等学校入学者選抜学力検査当日における 受検生が準備すべき用具及び受検上の諸注意

1 受検生が準備すべきもの

- (1) 受検票
- (2) 鉛筆又はシャープペンシル（和歌・格言等が印刷されていないもの）
- (3) 消しゴム
- (4) コンパス
- (5) 定規（三角定規もよい。ただし、分度器兼用のものは除く）
- (6) 上履き
- (7) 弁当

なお、携帯電話その他の通信機器の各学力検査会場への持ち込みは禁止する。

2 受検上の注意事項

- (1) 各教科の検査開始時刻5分前に、定められた検査室に入って着席し、監督者の指示に従うこと。
- (2) 机上には、上記1の(1)～(5)以外のものは置かないこと。ただし、体調が悪く、ハンカチ、ティッシュペーパーを使いたいときには、事前に受付教員又は監督者に許可を得てから置くこと。
なお、その際は、文字等の印刷されていないものに限る。
- (3) マスクは、文字等の印刷されていないものを着用すること。
- (4) 検査開始の「始め」の合図があるまでは、問題用紙及び解答用紙を開かないこと。「始め」の合図があったら、まず解答用紙に検査場名、受検番号を書くこと。
- (5) 受検生の間で、用具の貸し借りをしないこと。
- (6) 下敷き、分度器は持ち込まないこと。
- (7) 検査実施中はいっさい私語をしないこと。
- (8) 質問があるときは、手をあげて合図し、監督者に小声で質問すること。
- (9) 検査実施中に、トイレに行きたくなったときなどは、手をあげて合図し、監督者の指示に従うこと。
- (10) 各教科の検査開始から45分後に、終了5分前を知らせる合図があるので、答案を整理するうえの参考とすること。
- (11) その教科の検査時間が終了したら、監督者の指示によって、解答用紙を机の上に裏返しにして退室すること。なお、問題用紙は各自が持ち帰ること。
- (12) 検査の途中で答案ができあがった者も、その時間が終了するまでは、退室しないこと。
- (13) 英語科で一部放送による問題を実施する。難聴の受検生は特別措置願を提出したうえで、補聴器を使用することができる。
- (14) 検査室内には時計がないので、計時機能だけの時計については検査室内に携行できる。また、机上に置いてよい。ただし、辞書・電卓・情報端末等の機能があるものやそれらの機能の有無が判別しづらいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマー及び大型のものは不可とする。

3 「英語科」の検査について

他の教科と同様、検査開始の「始め」の合図とともに、問題用紙、解答用紙を開き、検査場名と受検番号を記入する。検査開始直後に放送による問題を実施する。放送による問題が始まるまで放送による問題の問題文を読んでいても、他の問題に取り組んでいてもよい。

令和 4 年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜での募集人員・選抜方法、スポーツ特別選抜での指定競技について

番号	学校名	入学定員	学科名	推薦選抜			スポーツ特別選抜
				実施学科	募集人員 (入学定員に 対する%)	選抜方法	指定競技
1	安来高等学校 *	160	普通科	普通科	13%	書類審査、面接	男女バレーボール 男女フェンシング
2	情報科学高等学校 *	120	くくり募集（情報システム科、 情報処理科、マルチメディア科）	全学科	30%	[学業推薦・活動推薦] 書類審査、面接 [未来探究推薦] 書類審査、面接及び プレゼンテーション	－
3	松江北高等学校	280	理数科、普通科	普通科	2%	書類審査、面接及び小論文	－
4	松江南高等学校	280	探究科学科、普通科	探究科学科	20%	書類審査、面接及び小論文	－
5	松江東高等学校	200	普通科	普通科	10%	書類審査、面接及び作文	男子バスケットボール 女子ボート
6	松江工業高等学校	240	機械科、電子機械科、電気科、 電子科、情報技術科、建築都市工学科	全学科	40%	書類審査、面接	男子ソフトテニス
7	松江商業高等学校	200	くくり募集（商業科、情報処理科、 国際ビジネス科）	全学科	40%	書類審査、面接	女子バスケットボール 女子サッカー
8	松江農林高等学校	160	生物生産科、環境土木科、 総合学科	全学科	40%	書類審査、面接	－
9	大東高等学校 *	120	普通科	普通科	25%	書類審査、面接	－
10	横田高等学校 *	90	普通科	普通科	10%	[学習区分] 書類審査、面接 [部活動等区分・地域貢献活動区分] 書類審査、面接及びプレゼンテーション	男女ホッケー
11	三刀屋高等学校 *	160	総合学科	総合学科	20%	書類審査、面接及び作文	男子ソフトボール
12	三刀屋高校・掛合分校	40	普通科	普通科	10%	書類審査、面接	－
13	飯南高等学校 *	80	普通科	普通科	20%	書類審査、面接及び作文	－
14	平田高等学校	160	普通科	普通科	25%	書類審査、面接	－
15	出雲高等学校	320	理数科、普通科	理数科	20%	書類審査、面接及びプレゼンテーション	男女弓道
16	出雲工業高等学校	160	機械科、電気科、電子機械科、 建築科	全学科	40%	書類審査、面接	－
17	出雲商業高等学校	160	商業科、情報処理科	全学科	40%	書類審査、面接	－
18	出雲農林高等学校	160	植物科学科、環境科学科、 食品科学科、動物科学科	全学科	40%	書類審査、面接	男女カヌー 男女ウェイトリフティング
19	大社高等学校	240	普通科、体育科	全学科	普通科： 10% 体育科： 60%	普通科： 書類審査、面接及び作文 体育科： 書類審査、面接及び実技	男女陸上競技 男女剣道
20	大田高等学校 *	160	理数科、普通科	－			－
21	邇摩高等学校 *	120	総合学科	総合学科	40%	書類審査、面接	－
22	島根中央高等学校 *	105	普通科	普通科	40%	書類審査、面接	男女カヌー
23	矢上高等学校 *	95	普通科、産業技術科	全学科	30%	書類審査、面接	－
24	江津高等学校 *	80	普通科	普通科	25%	書類審査、面接	男子水球
25	江津工業高等学校 *	80	機械・ロボット科、建築・電気科	全学科	40%	書類審査、面接	男子ボート
26	浜田高等学校 *	200	理数科、普通科	－			－
27	浜田商業高等学校 *	80	くくり募集（商業科、情報処理科）	全学科	35%	書類審査、面接	－
28	浜田水産高等学校 *	80	海洋技術科、食品流通科	全学科	25%	書類審査、面接	－
29	益田高等学校 *	160	理数科、普通科	－			－
30	益田翔陽高等学校 *	160	電子機械科、電気科、 生物環境工学科、総合学科	全学科	40%	書類審査、面接及び作文	－
31	吉賀高等学校 *	40	普通科	普通科	25%	書類審査、面接及び作文	－
32	津和野高等学校 *	80	普通科	普通科	40%	書類審査、面接及び作文	－
33	隠岐高等学校 *	90	普通科、商業科	全学科	普通科： 20% 商業科： 10%	書類審査、面接	－
34	隠岐島前高等学校 *	80	くくり募集（普通科、地域共創科）	全学科	40%	書類審査、面接	男女レスリング
35	隠岐水産高等学校 *	80	海洋システム科、海洋生産科	全学科	20%	書類審査、面接及び作文	－
36	松江市立皆美が丘 女子高等学校	120	普通科、国際コミュニケーション科	全学科	普通科： 25% 国際コミュニケーション科： 40%	書類審査、面接及び作文	－
37	松江工業高校・定時制	120	機械科、電気科、建築科	－			－
38	宍道高校・定時制	160	普通科	－			－
39	浜田高校・定時制	80	普通科	－			－

* 印は身元引受人による県外受検生の合格者数を入学定員内において 4 名を超えて決定することができる高等学校（22 校）

令和 4 年度島根県公立高等学校入学選抜における一般選抜での個人調査報告書と学力検査の比率等及び第 2 次募集について

番号	学校名	入学 定員	学科名	一般選抜					第2次募集								
				実施 学科	個人調査報告書と 学力検査の比率	傾斜 配点	学力検査後の 面接等		実施 学科 (注)	選抜方法及び配点							
								評点化		書類 (個人調査 報告書等)	一般選抜 学力検査 の結果	基礎学力 をみるた めの検査	面接	作文	実技	合計	
	1 安来高等学校	*	160	普通科	普通科	50 : 50	-	-		普通科	50	50	-	-	-	-	100
	2 情報科学高等学校	*	120	くくり募集（情報システム科, 情報処理科, マルチメディア科）	全学科	60 : 40	-	面接	10点	全学科	60	40	-	10	-	-	110
	3 松江北高等学校		280	理数科, 普通科	全学科	40 : 60	-	-		全学科	40	60	-	-	-	-	100
	4 松江南高等学校		280	探究科学科, 普通科	全学科	40 : 60	-	-		全学科	40	60	-	-	-	-	100
	5 松江東高等学校		200	普通科	普通科	50 : 50	-	-		普通科	50	50	-	-	-	-	100
	6 松江工業高等学校		240	機械科, 電子機械科, 電気科, 電子科, 情報技術科, 建築都市工学科	全学科	60 : 40	-	面接	10点	全学科	60	40	-	10	-	-	110
	7 松江商業高等学校		200	くくり募集（商業科, 情報処理科, 国際ビジネス科）	全学科	60 : 40	-	-		全学科	60	40	-	10	-	-	110
	8 松江農林高等学校		160	生物生産科, 環境土木科, 総合学科	全学科	60 : 40	-	面接	10点	全学科	60	40	-	10	-	-	110
	9 大東高等学校	*	120	普通科	普通科	50 : 50	-	-		普通科	50	50	-	-	-	-	100
	10 横田高等学校	*	90	普通科	普通科	50 : 50	-	-		普通科	50	50	-	-	-	-	100
	11 三刀屋高等学校	*	160	総合学科	総合学科	50 : 50	-	-		総合学科	40	50	-	10	-	-	100
	12 三刀屋高校・掛合分校		40	普通科	普通科	60 : 40	-	面接	10点	普通科	60	40	-	10	-	-	110
	13 飯南高等学校	*	80	普通科	普通科	60 : 40	-	面接	10点	普通科	60	40	-	10	-	-	110
	14 平田高等学校		160	普通科	普通科	50 : 50	-	-		普通科	40	50	-	10	-	-	100
	15 出雲高等学校		320	理数科, 普通科	全学科	40 : 60	-	-		全学科	40	60	-	-	-	-	100
	16 出雲工業高等学校		160	機械科, 電気科, 電子機械科, 建築科	全学科	60 : 40	-	面接	10点	全学科	60	40	-	10	-	-	110
	17 出雲商業高等学校		160	商業科, 情報処理科	全学科	60 : 40	-	-		全学科	60	40	-	5	-	-	105
	18 出雲農林高等学校		160	植物科学科, 環境科学科, 食品科学科, 動物科学科	全学科	60 : 40	-	面接	10点	全学科	60	40	-	10	-	-	110
	19 大社高等学校		240	普通科, 体育科	全学科	普通科 50 : 50 体育科 70 : 30	-	体育科のみ 実技		普通科	50	50	-	10	-	-	110
										体育科	70	30	-	10	-	40	150
	20 大田高等学校	*	160	理数科, 普通科	全学科	40 : 60	-	-		全学科	40	60	-	-	-	-	100
	21 邇摩高等学校	*	120	総合学科	総合学科	60 : 40	-	面接	10点	総合学科	60	40	-	10	-	-	110
	22 島根中央高等学校	*	105	普通科	普通科	50 : 50	-	面接	10点	普通科	50	50	-	10	-	-	110
	23 矢上高等学校	*	95	普通科, 産業技術科	全学科	50 : 50	-	面接	10点	全学科	50	50	-	10	-	-	110
	24 江津高等学校	*	80	普通科	普通科	40 : 60	-	-		普通科	40	60	-	10	-	-	110
	25 江津工業高等学校	*	80	機械・ロボット科, 建築・電気科	全学科	60 : 40	-	面接	10点	全学科	60	40	-	10	-	-	110
	26 浜田高等学校	*	200	理数科, 普通科	全学科	40 : 60	-	-		全学科	40	60	-	-	-	-	100
	27 浜田商業高等学校	*	80	くくり募集（商業科, 情報処理科）	全学科	60 : 40	-	面接	10点	全学科	60	40	-	10	-	-	110
	28 浜田水産高等学校	*	80	海洋技術科, 食品流通科	全学科	50 : 50	-	面接	5点	全学科	50	50	-	5	-	-	105
	29 益田高等学校	*	160	理数科, 普通科	全学科	40 : 60	-	-		全学科	40	60	-	-	-	-	100
	30 益田翔陽高等学校	*	160	電子機械科, 電気科, 生物環境工学科, 総合学科	全学科	60 : 40	-	面接	10点	全学科	60	40	-	10	-	-	110
	31 吉賀高等学校	*	40	普通科	普通科	50 : 50	-	面接	10点	普通科	50	50	-	10	-	-	110
	32 津和野高等学校	*	80	普通科	普通科	40 : 60	-	面接	5点	普通科	40	60	-	5	-	-	105
	33 隠岐高等学校	*	90	普通科, 商業科	全学科	50 : 50	-	商業科のみ 面接		全学科	50	50	-	10	-	-	110
	34 隠岐島前高等学校	*	80	くくり募集（普通科, 地域共創科）	全学科	50 : 50	-	-		全学科	50	20	-	30	-	-	100
	35 隠岐水産高等学校	*	80	海洋システム科, 海洋生産科	全学科	50 : 50	-	-		全学科	50	50	-	10	-	-	110
	36 松江市立皆美が丘 女子高等学校		120	普通科, 国際コミュニケーション科	全学科	60 : 40	-	-		全学科	60	40	-	-	-	-	100
	37 松江工業高校・定時制		120	機械科, 電気科, 建築科	全学科	60 : 40	-	面接	10点	全学科	60	40	-	10	-	-	110
	38 宍道高校・定時制		160	普通科	普通科	50 : 50	-	面接	10点	普通科	40	40	-	10	10	-	100
	39 浜田高校・定時制		80	普通科	普通科	60 : 40	-	面接	10点	普通科	30	20	-	30	20	-	100

* 印は身元引受人による県外受験生の合格者数を入学定員内において 4 名を超えて決定することができる高等学校 (2 2 校)

(注) 第2次募集については、令和4年3月11日(金)の公立高等学校入学選抜の合格発表の時点で、欠員が生じた全日制課程及び定時制課程の学校・学科において行う。

(別表3)

令和4年度 島根県公立高等学校入学選抜における県外受験生の合格者数、地域外からの合格者数の上限等について

学校名	学科名	学級数	入学定員	身元引受人による県外受験生の合格者数上限		地域外からの合格者数の上限		推薦選抜		特別選抜	スポーツ特別選抜			学科名	学校名
				定員に対する割合※1	人数※2	定員に対する割合※4	人数	定員に対する割合	人数		募集人員	募集人員	募集人員		
安来	普通	4	160	制限なし				13%	20			8	0	普通	安来
	情報システム	1	120	10%	12			30%	36					情報システム	情報科学
	情報処理	1												情報処理	
	マルチメディア	1												マルチメディア	
松江北	計	3	120		12				36					計	松江北
	普通	6	240		※2	10%	24	2%	4					普通	
	理数	1	40											理数	
	計	7	280				24		4					計	
松江南	普通	5	200		※2	10%	20							普通	松江南
	探究科学	2	80					20%	16					探究科学	
	計	7	280				20		16					計	
	普通	5	200		※2	10%	20	10%	20			8		普通	
松江東	機械	1	40		※2			40%	16					機械	松江工業
	電子機械	1	40					40%	16					電子機械	
	電気	1	40					40%	16					電気	
	電子	1	40					40%	16					電子	
	情報技術	1	40					40%	16					情報技術	
	建築都市工学	1	40					40%	16					建築都市工学	
	計	6	240						96			4		計	
	商業	3												商業	
松江商業	国際ビジネス	1	200	※2				40%	80			8		国際ビジネス	松江商業
	情報処理	1												情報処理	
	計	5												計	
	普通	3	120		※2			40%	16			8		普通	
松江農林	総合学科	1	40		※2			40%	16					総合学科	松江農林
	環境土木	1	40					40%	16					環境土木	
	総合学科	2	80					40%	32					総合学科	
	計	4	160						64					計	
大東	普通	3	120	5%	6			25%	30					普通	大東
	普通	3	90	14%	※3 12			10%	9			8	8	普通	
	総合学科	4	160	5%	※3 8			20%	32			4	4	総合学科	
	計	10	350						71					計	
三刀屋	普通	1	40		※2			10%	4					普通	三刀屋
	普通	2	80	20%	16			20%	16	※5				普通	
	普通	4	160		※2			25%	40					普通	
	普通	7	280		※2	5%	14					8		普通	
出雲	理数	1	40		※2			20%	8			8		理数	出雲
	計	8	320				14		8			8		計	
	機械	1	40		※2			40%	16					機械	
	電気	1	40					40%	16					電気	
出雲工業	電子機械	1	40					40%	16					電子機械	出雲工業
	建築	1	40					40%	16					建築	
	計	4	160						64					計	
	商業	3	120		※2			40%	48					商業	
出雲商業	情報処理	1	40		※2			40%	16					情報処理	出雲商業
	計	4	160						64					計	
	植物科学	1	40		※2			40%	16			8		植物科学	
	環境科学	1	40					40%	16					環境科学	
出雲農林	食品科学	1	40					40%	16					食品科学	出雲農林
	動物科学	1	40					40%	16					動物科学	
	計	4	160						64			8		計	
	普通	5	200		※2			10%	20			8		普通	
大社	体育	1	40		※2			60%	24					体育	大社
	計	6	240						44			8		計	
	普通	3	120	4%	4									普通	
	理数	1	40	10%	4									理数	
大田	計	4	160											計	大田
	普通	3	120	8%	9			40%	48					普通	
	総合学科	3	120	39%	※3 40			40%	42			8	8	総合学科	
	普通	3	105		※3 40			30%	18					普通	
島根中央	産業技術	1	35	26%	9			30%	10					産業技術	島根中央
	計	3	95		15				28					計	
	普通	2	80	10%	8			25%	20			4	4	普通	
	機械・ロボット	1	40	10%	4			40%	16			4	4	機械・ロボット	
江津	建築・電気	1	40	10%	4			40%	16					建築・電気	江津工業
	計	2	80		8				32			4	4	計	
	普通	4	160	8%	12									普通	
	理数	1	40	10%	4									理数	
浜田	計	5	200		16									計	浜田
	商業	1												商業	
	情報処理	1	80	10%	8			35%	28					情報処理	
	計	2												計	
浜田商業	海洋技術	1	40	35%	14			25%	10					海洋技術	浜田水産
	食品流通	1	40	35%	14			25%	10					食品流通	
	計	2	80		28				20					計	
	普通	3	120		制限なし									普通	
益田	理数	1	40		制限なし									理数	益田
	計	4	160											計	
	電子機械	1	40		制限なし			40%	16					電子機械	
	電気	1	40		制限なし			40%	16					電気	
益田翔陽	生物環境工学	1	40		制限なし			40%	16					生物環境工学	益田翔陽
	総合学科	1	40		制限なし			40%	16					総合学科	
	計	4	160						64					計	
	普通	1	40	25%	10			25%	10	20				普通	
吉賀	普通	2	80	30%	24			40%	32					普通	吉賀
	普通	2	60	20%	12			20%	12					普通	
	商業	1	30	20%	6			10%	3					商業	
	計	3	90		18				15					計	
隠岐	普通	1												普通	隠岐
	普通	1	80	40%	32			40%	32			8	8	普通	
	地域共創	1												地域共創	
	計	2												計	
隠岐水産	海洋システム	1	40	30%	12			20%	8					海洋システム	隠岐水産
	海洋生産	1	40	30%	12			20%	8					海洋生産	
	計	2	80		24				16					計	
	普通	3	90		※2			25%	22					普通	
松江市立皆美が丘女子	国際コミュニケーション	1	30		※2			40%	12					国際コミュニケーション	松江市立皆美が丘女子
	計	4	120						34					計	
	機械	1	40		※2									機械	
	電気	1	40											電気	
松江工業(定時)	建築	1	40											建築	松江工業(定時)
	計	3	120											計	
	普通(午前)	2	80		※2									普通(午前)	
	普通(午後)	1	40											普通(午後)	
宍道(定時)	普通(夜間)	1	40											普通(夜間)	宍道(定時)
	計	4	160											計	
	普通(昼間)	1	40		※2									普通(昼間)	
	普通(夜間)	1	40											普通(夜間)	
浜田(定時)	計	2	80											計	浜田(定時)

※1 県外からの積極的な受け入れを行う高等学校については、身元引受人による県外受験生の合格者の上限を4名を超えて各学校で定めることができる。

XVII 出願及び選抜に関する手続一覧表

期 日	項 目	提 出 書 類			作 成 者		提 出 先	部数	参照頁	備 考		
		様式	名 称	内 容	出 身 中 学 校 等	高 等 学 校						
11月30日（火）まで	入学願書・募集要項等の準備			求める生徒像等及び面接等を実施する場合は評価の観点 を各高等学校の募集要項に明記する。		入学願書・募集要項等の印刷						
1月7日（金） ～ 1月13日（木） 12時まで ただし、推薦選抜、スポーツ特別選抜の出願を郵送で行う場合、1月13日（木）12時以降に届いたものについては、1月11日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。	推 薦 選 抜 出 願 受 付	第1号 調査票	・入学願書（推薦選抜） ・調査票 （それぞれの高等学校所定のもの）	それぞれの高等学校所定の入学願書を使用すること。 この場合、入学願書に添付されている受検票等の該当欄も記入すること。 その際、調査票も添付すること。	志願者（保護者）は 中学校長を経由して 提出する。	左について受付し、収入証紙の消印をする。 学力調査料納付済証明書に収入済みの収納印を押印し、受検票とともに交付する。	志願先高等学校長	各1	1 3	・願書及び調査票はそれぞれの高等学校に請求する。 ・各高等学校は、受検票を1月14日（金）以降、契印・写真割印のうえ交付する。		
		第8号	島根県公立高等学校入学志願承認願	県外からの志願者が島根県公立高等学校に出願するために使用する。	県外志願者は、 中学校長を経由して 、志願先高等学校長へ提出する。		志願先高等学校長	1		用紙は様式を複製し、使用する。		
						左の承認願を受理し、その諾否を通知する。 （通知様式自由）	中学校長	1				
		第6号	転居等に係る地域認定願	地域外からの志願者が地域内扱いの適用を受けるために使用する。	地域外志願者は、 中学校長を経由して 、左の認定願を提出する。		志願先高等学校長	1				
						左の認定願を受理し、その諾否を通知する。 （通知様式自由）	中学校長	1				
		推 薦 選 抜 各 種 調 査 報 告 書 等 の 提 出		中学校長推薦書（それぞれの高等学校所定のもの）		中学校長		志願先高等学校長		1	1 3	中学校長推薦書はそれぞれの高等学校に請求する。
	第2号		個人調査報告書		中学校長		志願先高等学校長	1	作成シートにより作成し、A4判で印刷する。			
	第3号		学習成績・特別活動の記録等概要表	評定を出した全員について、評定別の人数を記入する。 過年度卒業生は含まない。	中学校長		志願先高等学校長	1				
	第15号		公立高等学校入学者選拔出願者名簿	中学校は高等学校別に作成する。	中学校長		志願先高等学校長	1		県外中学校等から出願する際は、電子データの提出は不要。		
	電子データ		様式第2号及び第15号の電子データ	中学校は高等学校別に作成する。所定の作成シートにより作成し、暗号化されたデータをCD－Rで提出する。	県内中学校長		志願先高等学校長	1				
	特 別 選 抜 出 願 受 付	第1号 自己報告書	・入学願書（特別選抜） ・自己報告書 （それぞれの高等学校所定のもの）	それぞれの高等学校所定の入学願書を使用すること。 この場合、入学願書に添付されている受検票の該当欄も記入すること。 その際、自己報告書を添付すること。	志願者（保護者）は 中学校長を経由して 提出する。	左について受付し、収入証紙の消印をする。 学力調査料納付済証明書に収入済みの収納印を押印し、受検票とともに交付する	志願先高等学校長	各1	1 6	・願書及び 自己報告書 はそれぞれの高等学校に請求する。 ・各高等学校は、受検票を1月14日（金）以降、契印・写真割印のうえ交付する。		
	特 別 選 抜 各 種 調 査 報 告 書 等 の 提 出	第2号	個人調査報告書	志願先高等学校長から求めがある場合のみ提出する。	中学校長		志願先高等学校長	1		作成シートにより作成し、A4判で印刷する。		
		第15号	公立高等学校入学者選拔出願者名簿		中学校長		志願先高等学校長	1				
		電子データ	様式第2号（求めがある場合）及び第15号の電子データ	中学校は高等学校別に作成する。所定の作成シートにより作成し、暗号化されたデータをCD－Rで提出する。	中学校長		志願先高等学校長	1				
	ス ポー ツ 特 別 選 抜 出 願 受 付	第1号 調査票	・入学願書（スポーツ特別選抜） ・調査票 （それぞれの高等学校所定のもの）	それぞれの高等学校所定の入学願書を使用すること。 この場合、入学願書に添付されている受検票等の該当欄も記入すること。 その際、調査票も添付すること。	志願者（保護者）は 中学校長を経由して 提出する。	左について受付し、収入証紙の消印をする。 学力調査料納付済証明書に収入済みの収納印を押印し、受検票とともに交付する。	志願先高等学校長	各1	1 8	・願書及び 調査票 はそれぞれの高等学校に請求する。 ・各高等学校は、受検票を1月14日（金）以降、契印・写真割印のうえ交付する。		
		第8号	島根県公立高等学校入学志願承認願	県外からの志願者が島根県公立高等学校に出願するために使用する。	県外志願者は、 中学校長を経由して 、志願先高等学校長へ提出する。		志願先高等学校長	1		用紙は様式を複製し、使用する。		
						左の承認願を受理し、その諾否を通知する。 （通知様式自由）	中学校長	1				
		ス ポー ツ 特 別 選 抜 各 種 調 査 報 告 書 等 の 提 出		中学校長推薦書（それぞれの高等学校所定のもの）		中学校長		志願先高等学校長		1	1 8	中学校長推薦書はそれぞれの高等学校に請求する。
			第2号	個人調査報告書		中学校長		志願先高等学校長		1		作成シートにより作成し、A4判で印刷する。
			第15号	公立高等学校入学者選拔出願者名簿	中学校は高等学校別に作成する。	中学校長		志願先高等学校長		1		
	電子データ		様式第2号及び第15号の電子データ	中学校は高等学校別に作成する。所定の作成シートにより作成し、暗号化されたデータをCD－Rで提出する。	県内中学校長		志願先高等学校長	1	県外中学校等から出願する際は、電子データの提出は不要。			
	1月17日（月） ～ 1月21日（金）	転居等に係る地域外公立高等学校入学志願者の取扱い	第6号	転居等に係る地域認定願	一般選抜、一般選抜における志願変更、及び第2次募集入学者選抜で地域外からの志願者が地域内扱いの適用を受けるために使用する。	地域外志願者は、 中学校長を経由して 、左の認定願を提出する。		転居予定地域内県立高等学校長	1	2 1	用紙は様式を複製し、使用する。	
						左の認定願を受理し、その諾否を通知する。 （通知様式自由）	中学校長	1				
1月25日（火） 10時以降	合格内定通知	第4号	合格内定状況一覧表	推薦選抜等の入学者選抜の合格内定状況を通知する。		それぞれの高等学校長から中学校長へ通知する。	当該中学校長	1		用紙は様式を複製し、使用する。 正式な文字で作成する。		
		第5号	合格内定通知書	推薦選抜等の入学者選抜の合格内定者に通知する。		それぞれの高等学校長から中学校長へ通知する。	当該中学校長	1				
		第18号	委任状	合格内定者に係る通知・文書等を中学校教員が直接受領する場合に提出する。	中学校長は派遣する中学校教員を通じて高等学校に提出する。		当該高等学校長	1			1 5 1 7 2 0	

期 日	項 目	提 出 書 類			作 成 者		提 出 先	部数	参照頁	備 考
		様式	名 称	内 容	出 身 中 学 校 等	高 等 学 校				
事由が生じ次第速やかに	入学者選抜における特別措置の取扱い	第24号	公立高等学校入学者選抜における特別措置願	障がい，事故，病気などの理由により特別措置を希望する場合に提出する。	中学校長		教育委員会教育長	1	1 1	用紙は様式を複製し，使用する。
1 月27日（木） 1 月28日（火） 12時まで ただし，郵送の場合， 2 月1日（火）12時以降に届いたものについては， 1 月28日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。	松江市内への転居等に係る公立高等学校入学志願者の取扱い	第6号の写し	転居等に係る地域認定願の写し	松江市内からの受検としての扱いを受ける者が学校を受検する際に，地域内扱いの適用を受けるために使用する。	中学校校長を経由して，すでに提出していた認定願の写しを提出する。	認定願の提出状況とその諾否について，志願者の県立高等学校長へ照会する。（照会様式自由）	志願先高等学校長	1	2 1	用紙は様式を複製し，使用する。
	地域内に居住しているが在籍（出身）中学校の違いにより居住確認届の必要な者の取扱い	第7号	地域内居住確認届	地域内に居住しているが在籍（出身）中学校の違いにより居住確認届が必要な場合に提出する。	中学校長を経由して，左の確認届を提出する。		志願先高等学校長	1		用紙は様式を複製し，使用する。
	県外からの入学志願者の取扱い	第8号	島根県公立高等学校入学志願承認願	県外からの志願者が島根県公立高等学校に出願するために使用する。	県外志願者は，中学校長を経由して，志願先高等学校長へ提出する。		志願先高等学校長	1		用紙は様式を複製し，使用する。
	帰国・外国人生徒等の取扱い	第9号	海外在住状況説明書	海外からの帰国生徒及び外国人生徒等が出願する際に提出する。特別措置を希望する場合には，その理由等を備考欄に記入すること。	中学校長又は出身学校長を経由して，左の説明書を提出する。	左の承認願を受理し，その諾否を通知する。（通知様式自由）	中学校長	1	8	用紙は様式を複製し，使用する。
	入学願書 出願受付	第1号	入学願書	それぞれの高等学校所定の入学願書を使用すること。この場合，入学願書に添付されている受検票の該当欄も記入すること。	志願者（保護者）は中学校長を経由して提出する。	左について受付し，収入証紙の消印をする。	志願先高等学校長	1	2 1	・願書は志願先高等学校に請求する。 ・各高等学校は，受検票を2 月21日（月）以降，契印・写真割印のうえ交付する。
	各種調査報告書等の提出	第2号	個人調査報告書		中学校長		志願先高等学校長	1	2 2	作成シートにより作成し，A4判で印刷する。
		第3号	学習成績・特別活動の記録等概要表	評定を出した全員について，評定別の人数を記入する。過年度卒業生は含まない。	中学校長		志願先高等学校長	1		
		第15号	公立高等学校入学者選拔出願者名簿	中学校は高等学校別に作成し，志願先高等学校へ提出する。	中学校長推薦選抜等合格内定者を記入する必要はない。		志願先高等学校長	1		
		電子データ	様式第2号及び第15号の電子データ	中学校は高等学校別に作成する。所定の作成シートにより作成し，暗号化されたデータをCD-Rで提出する。	県内中学校長		志願先高等学校長	1		県外中学校等から出願する際は，電子データの提出は不要。
2 月1日（火） 16時まで	出願者数の報告			報告内容は別に示す。		出願者数を学科ごとに報告する。	教育指導課長			
2 月2日（水） 14時	出願状況の発表			出願者数の状況を県教育委員会ホームページで発表する。						
【出願先へ】 2 月8日（火） 2 月10日（木） 17時まで 「持込みに限る」 【志願変更先へ】 2 月14日（月） 2 月15日（火） 17時まで 「持込み又は簡易書留速達」 ただし，郵送の場合， 2 月15日（火）17時以降に届いたものについては， 2 月14日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。	志願変更提出受付	第10号 第10号－2	入学志願変更届 入学志願変更証明書	出願先高等学校へは様式第10号と第10号－2を切り離さずに提出すること。	志願変更を希望する者（保護者）は中学校長を経由して提出する。		出願先高等学校長	1	2 4	用紙は様式を複製し，使用する。
						左について受付，確認し，第10号と第10号－2の間に契印，第10号－2に確認印を押印し，交付する。先に提出された第15号を修正する。	当該中学校長	1		
		第1号	入学願書（志願変更先）	志願変更先高等学校所定の入学願書を使用すること。この場合，入学願書に添付されている受検票等の該当欄も記入すること。	志願変更を希望する者はあらかじめ必要事項を記入しておくこと。		出願先高等学校長	1		願書は志願変更先高等学校長へ請求する。
						入学願書及び学力検査料納付済証明書に収入済みの収納印を押印し，返付する。	当該中学校長	1		
		第18号	委任状	志願変更に係る文書等を中学校教員が受領する場合に提出する。	中学校長は派遣する中学校教員を通じて高等学校に提出する。		出願先高等学校長	1	2 5	用紙は様式を複製し，使用する。
		第10号－2 第1号	入学志願変更証明書（確認印押印後） 入学願書（志願変更先）（収納印押印後）	出願先高等学校に提出し，収入済みの収納印を受けたものを用いること。	入学志願変更証明書を交付された者（保護者）は中学校長を経由して提出する。	左について受付する。	志願変更先高等学校長	1	2 4	
		第6号の写し 第7号 第8号 第9号		一般選抜の出願に準ずる。	中学校長を経由して提出		志願変更先高等学校長	1		
	各種調査報告書等の提出（志願変更分）	第2号	個人調査報告書	志願変更をする者についてのみ提出する。	中学校長		志願変更先高等学校長	1	2 5	作成シートにより作成し，A4判で印刷する。
		第3号	学習成績・特別活動の記録等概要表	当該中学校から新規に出願する場合のみ提出する。	中学校長		志願変更先高等学校長	1		
		第15号	公立高等学校入学者選拔出願者名簿	志願変更による新たな出願者のみ記載する。	中学校長		志願変更先高等学校長	1		
		電子データ	様式第2号及び第15号の電子データ	中学校は高等学校別に作成する。所定の作成シートにより作成し，暗号化されたデータをCD-Rで提出する。	県内中学校長		志願変更先高等学校長	1		県外中学校等から出願する際は，電子データの提出は不要。

期 日	項 目	提 出 書 類			作 成 者		提 出 先	部 数	参照頁	備 考
		様式	名 称	内 容	出 身 中 学 校 等	高 等 学 校				
2月9日(水)までの消印があるものに限り受け付ける。 「簡易書留速達」	志願変更に係る特別措置提出受付	第11号	志願変更に係る特別措置願	2部作成し、1部を出願先高等学校長へ提出する。 (残り1部は志願変更先高等学校長へ提出する。)	志願変更を希望する者(保護者)は中学校長を経由して提出する。		出願先高等学校長 志願変更先高等学校長	1 1	2 4	用紙は様式を複製し、使用する。
		第10号 第10号－2	入学志願変更届 入学志願変更証明書	出願先高等学校へは様式第10号と第10号－2を切り離さずに提出すること。	志願変更を希望する者(保護者)は中学校長を経由して提出する。		出願先高等学校長	1		用紙は様式を複製し、使用する。
						左について受付、確認し、第10号と第10号－2の間に契印、第10号－2に確認印を押印し、志願変更先高等学校長へ送付する 先に提出された第15号を修正する。	志願変更先高等学校長	1		
		第1号	入学願書(志願変更先)	志願変更先高等学校所定の入学願書を使用すること。 この場合、入学願書に添付されている受検票等の該当欄も記入すること。	志願変更を希望する者はあらかじめ必要事項を記入しておくこと。		出願先高等学校長	1		願書は志願変更先高等学校長へ請求する。
						入学願書及び学力検査料納付済証明書に収入済みの収納印を押印し、志願変更先高等学校へ送付する。	志願変更先高等学校長	1		
		第11号	志願変更に係る特別措置願	2部作成し、1部を志願変更先高等学校長へ提出する。 (残り1部は出願先高等学校長へ提出する。)	志願変更を希望する者(保護者)は中学校長を経由して提出する。		志願変更先高等学校長	1		用紙は様式を複製し、使用する。
	各種調査報告書等の提出 (志願変更に係る特別措置分)	第6号の写し 第7号 第8号 第9号		一般選抜の出願に準ずる。	中学校長		志願変更先高等学校長	1		用紙は様式を複製し、使用する。
		第2号	個人調査報告書	志願変更をする者についてのみ提出する。	中学校長		志願変更先高等学校長	1		作成シートにより作成し、A4判で印刷する。
		第3号	学習成績・特別活動の記録等概要表	当該中学校から新規に出願する場合のみ提出する。	中学校長		志願変更先高等学校長	1		
		第15号	公立高等学校入学者選抜出願者名簿	志願変更による新たな出願者のみ記載する。	中学校長		志願変更先高等学校長	1		県外中学校等から出願する際は、電子データの提出は不要。
		電子データ	様式第2号及び第15号の電子データ	中学校は高等学校別に作成する。所定の作成シートにより作成し、暗号化されたデータをCD－Rで提出する。	県内中学校長		志願変更先高等学校長	1		
2月3日(木) ┐ 2月15日(火) 17時まで	県外居住者等 特別志願許可の取扱い	第12号	公立高等学校特別入学志願許可書	出願期限を過ぎて、県外志願者が保護者の転勤等による転住によって出願する場合、又は、県内志願者が保護者の転勤等による転住にともない1の4の(1)に定める地域の変更による志願変更をする場合、これを使用して地域内扱いの許可を得る。	志願者(保護者)は中学校長を経由して、入学願書、公立高等学校特別入学志願許可書を提出する。		志願先高等学校長	1	2 7	用紙は様式を複製し、使用する。 島根県教育委員会(教育指導課)又は松江市教育委員会(学校教育課)に提出して、証明を受けた後、志願先高等学校に提出。
2月16日(水) 15時まで	出願者数の報告			報告内容は別に示す。		出願者数の最終結果を報告する。	教育指導課長	1		
2月17日(木)まで	隠岐郡に係る検査場についての特別措置	第1号 第16号	受検票 公立高等学校入学者選抜 学力検査受検者名簿			検査場について特別措置を希望する者の受検者名簿3部と該当者の受検票(いずれも受検番号を付したもの)を送付する。	特別措置依頼先高等学校長	3	2 8	受検番号は頭に校名(漢字2字)を付けた上で、1000番台を付す。
2月17日(木) 14時	最終出願状況の発表			志願変更後の出願者数の状況を県教育委員会ホームページで発表する。					2 3	
2月21日(月) ┐ 2月25日(金)	受検票、学力検査受検者名簿の送付	第1号 第16号	受検票 公立高等学校入学者選抜 学力検査受検者名簿			受検票及び学力検査料納付済証明書を交付する。 学力検査受検者名簿(検査場名及び受検番号を付したもの)を1部中学校へ返送する。	中学校長	1		志願変更をしていない者には、学力検査料納付済証明書に収納済みの収納印を押印する。志願変更をした者については、志願変更前高等学校により収納印が押されていることを確認する。 学力検査受検者名簿はもう1部作成し、高等学校において1か年保存する。
						学力検査受検者名簿を1部教育指導課へ送付する。	教育指導課長	1		
原則として、 2月16日(水) ┐ 2月25日(金) その後は、判明後すみやかに提出する。	(受検・志願)辞退届の提出	第13号	公立高等学校入学者選抜(受検・志願)辞退届	出願後に、受検を辞退、又は、志願を辞退する場合に提出する。	受検辞退者が判明した場合は、その理由を付して届け出る。		志願先高等学校長	1	2 7	用紙は様式を複製し、使用する。 本校と分校を併願する場合には、両方の学校に提出する。

期 日	項 目	提 出 書 類			作 成 者		提出先	部数	参照頁	備 考
		様式	名 称	内 容	出身中学校等	高等学校				
2月25日（金）まで	隠岐郡に係る検査場についての特別措置	第1号 第16号	受検票 公立高等学校入学者選抜 学力検査受検者名簿			特別措置を依頼された高等学校校長は、特別措置希望者の受検票及び学力検査受検者の名簿を、学力検査料納付済の証明書を添付し、出願先高等学校長より中学校へ送付する。	中学校長	1	28	
						特別措置を依頼された高等学校校長は、特別措置希望者の学力検査受検者名簿を1部教育指導課へ送付する。	教育指導課長	1		
3月3日（木）	学力検査の実施		時 程 8：30～ 8：50 8：50～ 9：15 9：20～10：10 10：30～11：20 11：40～12：30 13：20～14：10 14：30～15：20	教科付） （受注・入場） 国語 数学 社会 英語 理科	当日受検できない生徒が生じた場合には、直ちに検査場である高等学校へその理由を付して届け出る。 （緊急の場合は口頭又は電話、辞退届は様式第13号）		志願先高等学校長	1	28	
						10時まで欠席者数を報告する。	教育指導課長			
3月3日（木） 4日（金）	追検査	第25号	追検査受検願		中学校長は希望者がいた場合はただちに 出願先高等学校長及び島根県教育委員会（又は松江市教育委員会）に電話で連絡。 様式題25号、26号は3月4日（金）10時までに提出する。		出願先高等学校長	1	29	
		第26号	追検査受検者名簿			出願先高等学校長	3			
						中学校長	1			
						教育指導課長	1			
3月10日（木） 15時	合格者数及び第2次募集入学者選抜募集人員の報告			報告内容は別に示す。		高等学校長	教育指導課長	1		
3月11日（金） 10時	合格者の発表					・合格者（受検番号のみ）を公示する。 ・合格通知を発送する。	中学校長	1	33	入学の意思表示は当該高等学校長の定める日時までとする。
		第18号	委任状	合格者に係る通知・文書等を中学校教員が直接受領する場合に提出する。	中学校長は派遣する中学校教員を通じて高等学校に提出する。		当該高等学校長	1		用紙は様式を複製し、使用する。
3月11日（金） 10時	第2次募集入学者選抜実施校の公表			第2次募集入学者選抜を実施する学校、課程、学科及び募集人員を県教育委員会ホームページで公表する。					35	
3月14日（月） 3月16日（水） 12時まで 「持込み又は簡易書留速達」 ただし、郵送の場合、3月16日（水）12時以降に届いたものについては、3月14日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。	第2次募集入学者選拔出願受付	第1号－2	入学願書	それぞれの高等学校所定の入学願書を使用すること。	志願者（保護者）は中学校長を経由して提出する。		志願先高等学校長	1	35	願書は志願先高等学校へ請求する。
		第6号の写し 第7号 第8号 第9号		一般選抜の出願に準ずる。	中学校長を経由して提出する。		志願先高等学校長	1		用紙は様式を複製し、使用する。
	第2次募集入学者選抜各種調査報告書等の提出	第2号	個人調査報告書		中学校長		志願先高等学校長	1	36	作成シートにより作成し、A4判で印刷する。
		第3号	学習成績・特別活動の記録等概要表		中学校長		志願先高等学校長	1		
		第15号	公立高等学校入学者選拔出願者名簿		中学校長		志願先高等学校長	1		
		電子データ	様式第2号及び第15号の電子データ	中学校は高等学校別に作成する。所定の作成シートにより作成し、暗号化されたデータをCD－Rで提出する。	県内中学校長		志願先高等学校長	1		
3月16日（水） 16時まで	第2次募集入学者選拔出願者数の報告			報告内容は別に示す。			教育指導課長	1		
3月18日（金）	第2次募集入学者選拔出文及び面接等	日程及び検査内容は当該高等学校長が定める。			欠席者等の届出については、一般選抜に準ずる。		志望先高等学校長	1	37	
						欠席者数等を報告する。	教育指導課長	1		
3月22日（火） 10時まで	合格者数等の報告			報告内容は別に示す。		高等学校長	教育指導課長	1		第2次募集入学者選抜を実施する高等学校のみ。
3月23日（水） 15時	第2次募集入学者選抜合格者の発表					・合格者（受検番号のみ）を公示する。 ・合格通知を発送する。	中学校長	1	37	入学の意思表示は当該高等学校長の定める日時までとする。
		第18号	委任状	合格者に係る通知・文書等を中学校教員が直接受領する場合に提出する。	中学校長は派遣する中学校教員を通じて高等学校に提出する。			1		
3月25日（金）まで	選抜原簿、合格者名原簿等の提出	第19号	公立高等学校入学志願者・合格者状況報告書	各学科の志願者数と合格者数について、第1志望、第2志望等の別に、また一般選抜等と第2次募集の別に、地域内、地域外、県外ごとに集計する。		高等学校長	教育指導課長	1		
		第20号	公立高等学校合格者名原簿	全合格者について、本・分校別、課程・学科別に作成する。		高等学校長	教育指導課長	1		
		第21号	公立高等学校入学者選抜原簿Ⅰ、Ⅱ	一般選抜において、個人調査報告書及び学力検査等の資料に基づいて作成する。提出用の原簿は、選抜の際に作成したものに合否を付し、表紙に学校名と枚数を明記する。		高等学校長	教育指導課長	1	31	高等学校において5か年保存する。
		第22号	公立高等学校入学者選抜学力検査得点状況調査票	一般選抜を受検した全受検者について、本・分校別、課程・学科別に作成する。		高等学校長	教育指導課長	1		

注：84ページ～87ページ表中の「中学校」とは「出身中学校等」のことを示す。

問い合わせ先

島根県教育庁教育指導課 学力育成スタッフ

(入学者選抜担当)

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

電話番号 0852-22-6709, 5421

FAX番号 0852-22-6026

E-mail: shidou@pref.shimane.lg.jp